

JA *Disclosure*
2025 ディスクロージャー
ひがしみの

「JAひがしみの」プロフィール

(令和7年3月31日現在)

組 合 名 称 東美濃農業協同組合 (JAひがしみの)
本 店 所 在 地 岐阜県中津川市茄子川1646番地の19

組 合 員 数	32,797組合員	出 資 金	26億8,533万円
役 員 数	32人	貯 金	2,442億7,242万円
職 員 数	286人	貸 出 金	339億3,477万円
常 勤 嘱 託 数	198人	長期共済保有高	4,797億2,434万円
支 店 数	17支店	購買品取扱高	62億3,293万円
アグリセンター数	4箇所	販売品販売・取扱高	53億3,982万円

JAひがしみのは、岐阜県の南東部に位置し、東は長野県、南は愛知県との県境に接しています。木曾三川の1つである木曾川が東西に貫流し、これに付知川、川上川、阿木川が流れ込み、南部では矢作川が愛知県へと流れています。河川流域の平坦地及び緩傾斜地を中心に耕地が形成されており、地域面積の8割を占める山岳地は高低差も大きく、変化に富んだ自然資源や、中山道の歴史が息づく観光地が多い地域です。また、気候も冬季の冷え込みが厳しい割には降雪が少なく、夏でも夜間は比較的涼しくなっています。地域の中央を、JR中央本線、中央自動車道及び国道19号線が走り、首都圏や中京圏への利便性が高く、中央新幹線（リニアエクスプレス）岐阜県駅の建設も決定しています。

農産物では、当地域産のコシヒカリを含む「美濃コシヒカリ」は日本穀物検定協会の食味ランキングで4年連続「特A」評価を取得しました。夏秋トマトは夏季冷涼な気候を活かして栽培され、県内でも有数な特産地です。また、「飛騨牛」の産地として畜産も盛んであり、その他にもなす、栗、いちご、お茶、スイートコーン、菌床椎茸などが盛んに生産されています。

目 次

ごあいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
経営管理体制	6
事業の概況（令和6年度）	6
農業振興活動	11
地域貢献活動	12
リスク管理の状況	16
自己資本の状況	22
主な事業の内容	23
【経営資料】	
決算の状況	32
損益の状況	43
事業の概況	45
経営諸指標	52
自己資本の充実の状況	53
JAの概要	65

- 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した「業務及び財産の状況に関する説明書類（ディスクロージャー誌）」です。
- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。そのため、表中の合計額並びに増減額が一致しない場合があります。

ごあいさつ



平素は、JAひがしみの事業運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、農業協同組合法第54条の3に基づき、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、事業概況について皆さまにご理解いただくため、ディスクロージャー誌を作成致しましたので、ご参考にしていただければ幸いと存じます。

令和6年度はマイナス金利の解除、日経平均株価の史上最高値更新、公示地価上昇率や春闘賃上げ率がバブル期以来の伸びを見せるなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

農業を取り巻く環境につきましては、円安などの影響により農業生産に欠かせない肥料・農薬・燃料などの生産資材の価格がかつてないほど高騰、高止まりしており農家経営は大変厳しい状況にあります。このような状況の下、トータル生産コストの低減、提案につながる予約購買、レンタル農機の充実によるコストメリットを創出するとともに、有機農業の拡充や化学肥料・農薬の削減を目指して、連合会・行政機関等と連携して取り組んでおります。

当JAが掲げる経営理念の「信頼」・「貢献」・「挑戦」を礎に、持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化を図るとともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として、自己改革に取り組んでまいります。

最後になりますが、組合員の皆さま並びに関係各位のご健勝をご祈念申し上げますとともに、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

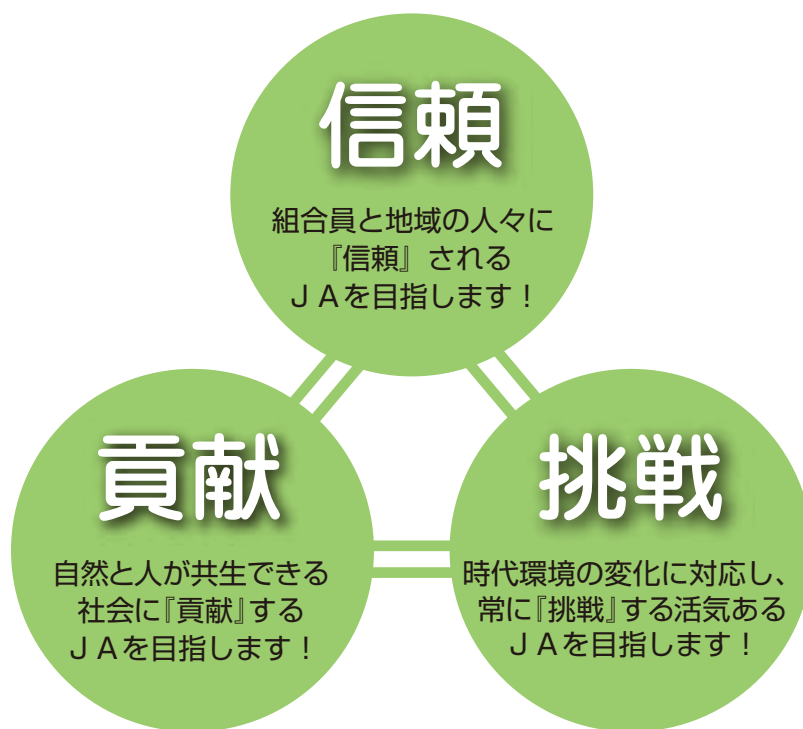
令和7年7月

東美濃農業協同組合

代表理事組合長

萩野 修三

経営理念



2

経営理念・経営方針

経営方針

長期ビジョン（経営方針）

◆地域の農業者のために

地域の農業を支える農業者を応援し、元気と活力ある東美濃地域の農業を構築します。

◆地域に必要とされるために

ＪＡの存在意義と使命を見つめ直し、東美濃地域から必要とされるＪＡを目指します。

◆地域で信頼されるＪＡとなるために

組織基盤の拡充、経営基盤の強化、内部管理態勢の高度化等による健全性の向上により、将来にわたって安定した総合事業機能を発揮します。

中期経営計画（令和7年度～令和9年度）

J Aを取り巻く社会経済情勢は、様々な面で課題が山積しています。

農業面では、人口減少や高齢化がますます進み基幹的農業従事者数や耕地面積は減少が続いています。気候変動は水稻、野菜、畜産など農畜産物の生産に影響しています。また、国際情勢等の影響により生産資材価格は高止まりの状況が続いており、農業経営環境はより一層厳しいものとなっています。組織面では、世代交代による組合員や地域住民との関係性の希薄化など組織基盤の弱体化が懸念されています。

経営面では、「マイナス金利政策」が令和6年3月に解除され金利上昇による運用利回りの改善が期待される一方で調達利回りの上昇が懸念され、資金運用環境は予断を許さない状況です。また、今後も人口減少や環境変化が進む中で、組合員の農業を支える総合事業経営の機能を持続的に発揮していくためには経営基盤を強化する必要があります。そのため、支店（営業所、連絡所含む）・老朽化している営農施設（乾燥調製、育苗、園芸）の再編・集約・機能見直しの検討を継続的に進めるとともに収益力を維持・向上していく必要があります。

政府が、「食料・農業・農村基本法」を四半世紀ぶりに改正したことを受け、J Aグループとして引き続き食料安全保障の強化や食料自給率の向上を訴えていくとともに、持続可能な農業生産の実現を目指し、自然環境・生産者・消費者のいずれにも過度な負担が生じない、バランスの取れた環境調和型農業に取り組む必要があります。

このような状況のもと、第32回岐阜県J A大会では、基本方針「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力の発揮」が決議されました。これを受け当J Aでは、「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」「組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」を3本柱とした中期経営計画（令和7年度～令和9年度）を策定いたしました。

J Aひがしみののは、地域の皆さまに「信頼され、必要とされるJ A」を目指し、全役職員が一丸となり中期経営計画（令和7年度～令和9年度）の達成に向けて全力で取り組んでまいります。

基本計画

1. 次世代につなぐ持続可能な農業の実現

- (1) 担い手経営体等への支援と次世代の担い手の育成・確保とともに環境に配慮した農業の推進
- (2) 農業者の所得増大の実現

2. 食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献

- (1) 活動と事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現と食と農を支える仲間づくりによる地域の活性化
- (2) 食・農・J Aへの理解促進に向けた情報発信

3. 組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化

- (1) 収益力の維持・向上と適切な内部統制による将来にわたる経営の健全性確保

中期経営計画の結果（令和6年度 自己改革実践状況）

当組合では、中期経営計画（令和4年度～令和6年度）の最終年度として、「農業者の所得増大の実現」「組織基盤の確立と「食」と「農」を通じた地域活性化への貢献」「総合事業機能発揮のための経営基盤強化」の着実な実践に取り組んでまいりました。

達成状況は、計画に対する実績で判定しています。【100%以上：○、100%未満～60%以上：△、60%未満：×】

1. 農業者の所得増大の実現に取り組みます。

目標基準項目	区分	令和4年度	達成状況	令和5年度	達成状況	令和6年度	達成状況
販売品取扱高	計画	51億円	△	52億円	○	52億円	○
	実績	50.3億円		52.5億円		53億円	

（1）担い手経営体への経営支援と次世代の担い手育成を図ります。

目標基準項目	区分	令和4年度	達成状況	令和5年度	達成状況	令和6年度	達成状況
次世代総点検運動	計画	計画策定	△	計画策定	○	実践	○
	実績	調査書回収中		計画策定		実践	
農地集積による収量増加 （令和3年度対比）	計画	130 t	△	260 t	○	390 t	△
	実績	123 t		285 t		387 t	
トマト新規就農者数	計画	3人	○	3人	○	3人	×
	実績	3人		5人		1人	
和牛登録審査員資格 取得人数	計画	1人	×	1人	○	1人	○
	実績	0人		1人		1人	
営農指導員研修会 開催回数	計画	10回	○	10回	○	10回	○
	実績	11回		13回		13回	
農業融資 新規実行額	計画	245百万円	△	285百万円	△	325百万円	×
	実績	175百万円		252百万円		164百万円	
農業リスク診断の 実施件数	計画	100件	○	150件	○	200件	○
	実績	102件		174件		218件	

（2）売れる農畜産物の生産提案と販売強化を実施します。

目標基準項目	区分	令和4年度	達成状況	令和5年度	達成状況	令和6年度	達成状況
水稻多収性品種 増加収量 （令和3年度対比）	計画	15 t	○	30 t	△	45 t	×
	実績	16 t		27 t		8 t	
ひがしみのトマト インターネット販売等 取扱量	計画	5,600kg	△	5,800kg	△	6,000kg	△
	実績	4,724kg		5,592kg		4,020kg	
肥育肉牛販売頭数	計画	1,620頭	○	1,650頭	○	1,680頭	△
	実績	1,631頭		1,661頭		1,672頭	
産直出荷者増加数	計画	15人	○	15人	○	15人	○
	実績	17人		18人		19人	

(3) トータル生産コストの低減に取り組みます。

目標基準項目	区分	令和4年度	達成状況	令和5年度	達成状況	令和6年度	達成状況
銘柄集約肥料 予約数量	計画	5,000袋	○	5,000袋	○	5,000袋	○
	実績	5,187袋		5,365袋		6,028袋	
価格調査 実施回数	計画	4回	○	4回	○	4回	○
	実績	4回		4回		4回	
レンタル農機 保有台数	計画	12台	○	14台	○	16台	○
	実績	12台		14台		16台	
セルフメンテ講習会 組織数	計画	4組織	○	8組織	△	12組織	△
	実績	4組織		6組織		9組織	

2. 組織基盤の確立と「食」と「農」を通じた地域活性化への貢献に取り組みます。

(1) 地域の食（消費者）と農（生産者）をつなぐ地産地消の促進に取り組みます。

目標基準項目	区分	令和4年度	達成状況	令和5年度	達成状況	令和6年度	達成状況
グリーンセンターにおける 米・産直売上高	計画	145,000千円	△	149,000千円	△	153,500千円	○
	実績	138,484千円		138,421千円		179,671千円	
地元農産物 新規利用店舗数	計画	10店舗	○	10店舗	△	10店舗	○
	実績	10店舗		6店舗		10店舗	

(2) 食と農の仲間づくりのための組合員拡大に取り組みます。

目標基準項目	区分	令和4年度	達成状況	令和5年度	達成状況	令和6年度	達成状況
アグリスchoolの開催	計画	4地域で開催	○	4地域で開催	○	4地域で開催	△
	実績	4地域で開催		4地域で開催		3地域で開催	
農業応援団活動 開催回数	計画	2回	○	4回	○	4回	○
	実績	2回		6回		6回	
組合員新規加入数	計画	800人	○	800人	○	800人	○
	実績	1,028人		959人		849人	

3. 総合事業機能発揮のための経営基盤強化を図ります。

(1) 支店体制の再編及び営農経済事業の収支改善からなる総合事業再編計画を実践します。

目標基準項目	区分	令和4年度	達成状況	令和5年度	達成状況	令和6年度	達成状況
期末自己資本額	計画	115.5億円	○	116.8億円	○	119.2億円	○
	実績	116.4億円		118.7億円		120億円	
支店・営業所の数	計画	支店 18支店 営業所 4営業所	○	総合支店 9支店 一般支店 8支店 営業所 4営業所	○	総合支店 9支店 一般支店 8支店 営業所 2営業所	○
	実績	支店 18支店 営業所 4営業所		総合支店 9支店 一般支店 8支店 営業所 4営業所		総合支店 9支店 一般支店 8支店 営業所 2営業所	
職員数(定数)	計画	570人	△	539人	○	529人	△
	実績	577人		539人		523人	
労働生産性向上 (令和3年度対比)	計画	257千円	○	339千円	○	450千円	○
	実績	529千円		868千円		502千円	

経営管理体制

経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

なお、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況(令和6年度)

全般的概要

令和6年度の我が国の経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し令和6年3月には日銀のマイナス金利解除、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や大手企業の春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。

農業面では、円安などの影響により農業生産に欠かせない肥料・農薬・燃料などの生産資材等の価格はかつてないほど高騰、高止まりをしており、農家経営は厳しい状況下にあります。

金融面では、2024年7月と2025年1月に政策金利の引き上げが行われ、2008年以来17年ぶりの水準になりました。

このような状況の下、当組合では、中期経営計画（令和4年度～令和6年度）の最終年度として、「農業者の所得増大の実現」「組織基盤の確立と「食」と「農」を通じた地域活性化への貢献」「総合事業機能発揮のための経営基盤強化」の実践に向けた活動を展開してまいりました。

営農指導事業では、多様な農業者に向けた農業塾としてＴＡＣ職員を講師に「アグリゼミ」を開講し、多くの農業者の方に参加いただきました。参加者には産直出荷への提案も行い、地産地消活動に努めました。

販売事業では、農業者の所得増大を目的に再生産可能な価格形成に向けた取り組みを行いました。また、当地域産を含む「美濃コシヒカリ」が、日本穀物検定協会における食味ランキングにおいて4年連続となる「特Ａ」を取得し、今後の東美濃ブランドのＰＲ並びに販路拡大につながる好材料とすることができました。

購買事業では、資材価格の高騰が依然として続く中、肥料・農薬予約注文の早期取り纏め、定期的な市場価格調査の実施、農業法人・集落営農組織・認定農業者を対象とした農機具等購入助成事業を推進し、生産資材コストの低減に取り組みしました。地産地消をより進めるため「地産地消の店」の普及と応援ＰＲに取り組みしました。ふるさと納税・ＪＡタウン（インターネット販売）を通じ飛騨牛・夏秋トマト等の販売拡大に取り組みしました。

利用施設事業では、施設の老朽化が進む中、計画的な機械更新を実施しました。また、組合員の皆さまの利便性の向上と安全・安心な施設運営体制を強化するため、施設担当者への現場研修会を実施し、衛生管理・品質管理技術の徹底を行いました。また、各種資格取得等により職員育成に努めました。

信用事業では、組合員・利用者の皆さまに信頼され安心してご利用いただける地域金融機関を目指し、総合事業を活かした農業・暮らし・地域へのコンサルティング（相談・提案）機能を発揮し、ご満足いただけるサービスの提供に努めました。

共済事業では、組合員・利用者の皆さまの「未来づくり」に貢献するため、協同の力による「寄り添う」「届ける」「繋がる」を通じた、お役立ち情報のお知らせ活動と質の高い相談・提案活動を行いました。

生活指導事業・組織広報活動では、親子を対象としたアグリスクールを各地域で開催し食農教育活動を行いました。また、正組合員と准組合員が一体となったＪＡ運営を目指す仕組みづくりに取り組みました。

このような事業活動のもと、当期剰余金は160,459千円となりました。

事業成果

（単位：千円）

事業利益	69,236
経常利益	249,857
当期剰余金	160,459

信用事業

組合員・利用者の皆さまに信頼され安心してご利用いただける地域金融機関を目指し、総合事業を活かした農業・くらし・地域へのコンサルティング（相談・提案）機能を発揮し、ご満足いただけるサービスの提供に努めました。

また、総合事業機能を継続するため事業間連携を強化し、持続可能な収益の確保と将来にわたる健全性を確保するため、貯金量の増加と貸出金の増強に努めました。

1. 事業間連携の強化によるコンサルティング（相談・提案）に取り組みました。
2. 組合員・利用者の皆さまの豊かなくらしの実現に向けたライフプランサポートに取り組みました。
3. 金融仲介機能発揮のためシステムインフラに伴う体制整備及び人材育成を実施しました。
4. 総合事業の強みを活かした「農業者の所得増大」に向けた取り組みを行いました。

共済事業

組合員・利用者の皆さまの「未来づくり」に貢献するため、協同の力による「寄り添う」「届ける」「繋がる」を通じた、お役立ち情報のお知らせ活動と質の高い相談・提案活動を行いました。

また、「3Q・はじまる活動」「あんしんチェック」を実践し、組合員・利用者の皆さまへ最適な保障・サービスの提供により、利用者拡大と持続可能な経営基盤の確立に努めました。

1. 「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障のお役立ちによる3Q活動を実施しました。
2. 安心チェックによる組合員・利用者の皆さまのニーズに合わせた幅広い解決策を提案しました。
3. ニューパートナーの獲得による次世代・次々世代層との繋がり強化に取り組みました。
4. 組合員・利用者の皆さまの満足度向上に向けたコンプライアンス態勢の強化に取り組みました。

指導事業

営農指導

高齢化による後継者不足の中で地域農業の発展並びに栽培農地の維持・拡大を目指し、地域農業者の育成に向け、トマト研修農場の活用及び認定農業者、農業法人の発足・育成支援を実施しました。

また、多様な農業者に向けた農業塾としてTAC職員を講師に「アグリゼミ」を開講し、多くの農業者の方に参加いただきました。参加者には産直出荷への提案も行い、地産地消活動に努めました。

1. 夏秋トマト研修生として1名の方が入塾されました。また1名の方がトマト研修を終了し、新規就農者として就農されました。
2. 迅速な営農指導・販売情報の提供を目的とし、営農指導LINE（トマト・なす・いちご）による情報発信を行いました。
3. 認定農業者・集落営農組織・畜産農家等の法人化相談並びに設立支援を実施しました。
4. 新規就農に向けた就農相談会への参加や相談者への相談対応、短期研修や先輩農家との面談等、就農に向けた支援を実施しました。
5. 営農指導力の強化を目的とし、営農指導員実践研修（水稻・トマト）並びに各種資格取得に向けた研修を開催しました。
6. 農業者の安全作業に向けた農作業安全講習会の開催や、農業政策・農業情報等、農業に関する各種講習会（研修会）を開催しました。

生活指導

女性部活動の取り組みとして、一合愛（いちあいあい）運動と称し、各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、食糧支援を行っている団体に寄贈する活動（フードドライブ活動）を実施しました。また、地産地消を意識したあぐりん講座やプチセミナー、各種サークルを積極的に開催し会員の増員を図りました。

食農教育活動として、親子を対象としたアグリスクールを開催し「食」と「農」を中心に農業・JAへの理解を深める活動や、JA食農リーダー等と連携し、管内の保育園・幼稚園・小学校において大豆や米、野菜の栽培や収穫、加工の体験活動を支援しました。

1. あいあい会員を対象に、地産地消を意識したあぐりん講座や食農教育活動、サークル活動等を開催し、延べ4,624名の方に参加いただきました。
2. 食農教育活動として、JA食農リーダー等と連携し管内の保育園・幼稚園4園と小学校14校で稲作・味噌作り・大豆栽培体験等を実施しました。
3. 親子を対象とした「アグリスクール」を開催し、18組62名の親子に参加いただき「食」と「農」の大切さを学んでいただきました。
4. 生活習慣病健診を東濃厚生病院と連携して行い、管内14会場にて322名の組合員・利用者の方が受診されました。

組織広報

ホームページや新たに開設しました当JAの公式LINEの効果的な運用に努め、事業活動や各種イベント・キャンペーン等の情報発信を積極的に行いました。

また、各種アンケートの実施及び支店運営委員会・地域別座談会を開催し、組合員・利用者との対話の場づくりに努めるとともに、JAの事業や活動をより身近に感じていただけるよう、「支店協同活動」を全支店・アグリセンターで実施しました。

1. 令和6年度から本格運用が始まりました公式LINEにて、JAの事業や行事・地元農畜産物等の情報発信を月に1～3回のペースで行い、年間目標の登録者1,000人を達成することができました。
2. 全ての支店・アグリセンターにて支店協同活動の展開を図り、JAと地域との繋がり強化に取り組みました。
3. JAひがしみのアンケート・准組合員アンケート・個別モニターの実施及び支店運営委員会・地域別座談会を開催し、JA運営に対する多くのご意見・ご要望をいただきました。

販売事業

農業関連資材価格が高止まりする中、農業者の所得増大を目的に再生産可能な価格形成に向けた取り組みを行いました。

栽培においては、夏の猛暑をはじめとする異常気象の影響によって、品質・収量低下等、厳しい状況でありました。

販売単価においては、再生産可能な適正価格に向けた価格交渉を販売先と行いました。それぞれの品目において前年を上回る単価での販売ができましたが、収量低下によって農家経営には厳しい年になりました。

米においては、日本穀物検定協会における食味ランキングにおいて「美濃コシヒカリ」が令和3年産から4年連続となる「特A」を取得しました。

1. 令和6年度は、夏の高温による影響もあり、出荷量が減少した品目もありました。令和6年産米の集荷は思うように伸びませんでした。販売価格の上昇により、取扱高は増加しました。また、ひがしみの農業祭において多くの来場者の方をはじめ、地域の消費者の方に米の消費拡大につながるPRを実施しました。
2. 農業関連資材価格が高止まりする中、農業者の所得確保を目指し各種価格交渉を実施しました。交渉並びに作柄影響もあり米穀・園芸・果樹等、各品目において前年比で米穀137.6%、トマト107.4%、なす117.7%の単価で販売することができました。
3. 時代に沿った販売力向上を目的とし、ふるさと納税及びJAタウン等インターネット販売を実施し、多角的な販売に努めました。
4. 肉牛農家の所得向上に向け肉牛枝肉研究会を40頭で開催し、5等級率90%の好成績を収め品質の向上と販売向上に繋がりました。

利用施設事業

施設の老朽化が進む中、計画的な機械更新を実施しました。

組合員の皆さまの利便性の向上と安全・安心な施設運営体制を強化するため、施設担当者への現場研修会を実施し、衛生管理・品質管理技術の徹底を行いました。また、各種資格取得等により職員育成に努めました。

購買事業

生産資材関連では、資材価格の高騰が依然として続く中、肥料・農薬予約注文の早期取り纏め、定期的な市場価格調査の実施、農業法人・集落営農組織・認定農業者を対象とした農機具等購入助成事業を推進し、生産資材コストの低減に取り組みました。

生活関連資材では、地産地消をより進めるため「地産地消の店」の普及と応援PRに取り組みました。また、ふるさと納税・JAタウン（インターネット販売）を通じ飛騨牛・夏秋トマト等の販売拡大に取り組みました。

組合員カードを利用した「組合員の日」導入から3年目を迎え、グリーンセンター・給油所・Aコープにおいて、年間延べ7,700名以上の方にご利用いただきました。

1. 生産資材等トータルコストの低減と持続可能な農業者育成に繋がる生産資材の提供を行いました。
2. 生産資材等について仕入れ業者との一層の価格交渉により競争力のある価格設定を実施しました。
3. 担い手経営体を対象とした農機整備講習会（セルフメンテナンス）を実施しました。
4. 農機祭り（4会場×2回）を通じ、多様な農業者への小型農機の提案を行いました。
5. 産直取扱高の増大に向けた「地産地消の店」への取り組みを強化しました。
6. 生活事業における事業所のさらなる収支改善に努めました。
7. 接客マナーの向上による安全・安心で親しみやすい店舗づくりに努めました。

対処すべき重要な課題

中期経営計画の基本計画である「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献」「組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化」を重要課題として捉え、組合員及び地域の皆さまの期待と信頼に応えられるよう、以下の事項を中期経営計画の実践計画に基づき進めてまいります。

次世代につなぐ持続可能な農業の実現

1. 担い手経営体等への支援と次世代の担い手の育成・確保とともに環境に配慮した農業の推進
2. 農業者の所得増大の実現

食と農を支える仲間づくりによる地域活性化への貢献

1. 活動と事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現と食と農を支える仲間づくりによる地域の活性化
2. 食・農・JAへの理解促進に向けた情報発信

組合員と地域を支える持続可能な総合事業経営のための経営基盤強化

1. 収益力の維持・向上と適切な内部統制による将来にわたる経営の健全性確保

農業振興活動

集落営農の組織化を含めた担い手の育成と支援

集落営農の組織化または法人化の支援を実施しています。また、東美濃担い手協議会と連携を図り、農地集積や作物の作付け提案を行っています。

安全・安心な農産物づくりへの取り組み

ギャップ「GAP（農業生産工程管理）」に取り組み、消費者から信頼される農産物の生産に努めています。

担い手支援資金の状況

経営所得安定対策の対象となる集落営農組織等に対し、ＪＡと行政（中津川市・恵那市）が利子の一部を補給する「担い手支援資金」により、担い手づくりを資金面からも支援しています。

農業体験への支援

地域の小学校等が実施する農業体験学習を支援し、農業に対する理解を深める活動をしています。

農業祭の開催

地域住民とのふれあいや、食と農の大切さを伝えることを目的とした「ひがしみの農業祭」を毎年１１月に開催しています。地産地消のＰＲとして東美濃特産物のお米や飛騨牛、栗旨豚の販売等も行っています。



第20回ひがしみの農業祭

地域密着型金融への取り組み

地域活性化のための融資を始めとする支援

資金需要に応じて、アグリサポート資金等を提案し、岐阜県信連利子補給や行政の利子補給も利用しながら支援しています。

地域農業の担い手を育成し、その方たちが経営発展等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入等の支援を行っています。

ニーズに応じた農業者・担い手支援

農業メインバンクとして農業担い手・営農組織等の皆さまに対して、国・地方公共団体等及び系統団体との連携した取り組み支援を継続的に行い、渉外担当者・^{フラッグ}TAC（担い手担当者）を中心に定期的な訪問活動を通じ、ニーズの把握と相談機能の強化を図り、地域農業振興のための取り組みを行っています。

中小企業（農業者等）の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

農業者等の経営支援に関する取り組み方針

金融円滑化の主旨に則り、「金融円滑化にかかる基本方針」「金融円滑化管理規程」を制定しています。

農業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本店及び総合支店に金融円滑化にかかる相談窓口を設置しています。職員向けの研修会の開催や各種資格を取得しスキルアップを図っています。

農業者等の経営支援に関する取り組み状況

お客さまからのご相談やお申込みには、ＪＡ岐阜中央会営農支援センターと連携し、きめ細かで丁寧な対応をしています。

地域貢献活動

概要

当JAは、中津川市と恵那市を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の人々が組合員となって相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、農業の活性化と振興を図る地域金融機関です。地域の皆さまからお預かりした資金は、資金を必要としている地域の組合員の皆さまや地方公共団体等にご利用いただいています。

今後もJAの総合事業を通じて地域の皆さまに信頼されご利用いただけるよう、農業や助け合いの活動を通じて地域に貢献してまいります。

地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまや事業主の皆さまから貯金をお預かりしており、皆さまのご要望にお応えできるよう各種商品を取り揃えております。

貯金残高

(単位:百万円)

貯 金	244,272
うち定期性貯金	119,045

(キャンペーン商品の一例)



地域への資金供給の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金等の大切な資金は、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資し、地域経済の発展に寄与しています。

貸出金残高

(単位:百万円)

貸 出 金	33,934
組 合 員	26,081
地方公共団体	4,414
そ の 他	3,438

(キャンペーン商品の一例)



農業者向け資金の一例

農業者が規模拡大や経営改善を図るための農業制度資金を取扱っています。

農業企業化資金・・・経営改善を支援するための一般的な低利長期資金
 その他・・・農業経営改善促進資金（スーパーS）等

上記農業制度資金の他、JA独自の資金を取扱っています。

アグリサポート資金・・・農業経営に必要な資金（全ての農業者が対象で岐阜県信連等の利子補給対象資金）
 担い手支援資金・・・農業経営に必要な資金（「経営所得安定対策」に該当する担い手を対象）
 営農資金・・・農業経営に必要な資金（全ての農業者が対象）

(注) 農業制度資金とは、JA等が国や地方公共団体と協力して、一定の条件に該当する農業者の方が農業を行うために必要な資金を有利な条件で借り入れることができる制度です。

文化的・社会的貢献に関する事項

環境保全への取り組み

地域の環境保全の一環として、ハウスビニールやマルチ等の農業用使用済プラスチック資材の回収と廃農薬等の回収に取り組んでいます。

また、プランターや花壇を利用して店舗周辺の緑化活動に努めています。



期限切れ農薬・不用農薬・空容器の回収

バイオマス(生物資源)活用への取り組み

家畜排泄物から堆肥を製造する資源循環型施設の「堆肥センター」を運営し、地域資源の有効利用と環境保全に取り組んでいます。

食農教育への取り組み

J A食農リーダー等と連携して、地域の親子や、保育園・幼稚園・小学校・中学校を対象に農作業体験や地元農畜産物を使った調理・食文化の指導を行っています。また、親子農業体験「アグリスクール」を開催する等、食への関心を高め、食の大切さ、食を支える農の役割についての理解を深めていただくために食農教育活動に取り組んでいます。

助けあい組織の活動

J Aでヘルパーの資格を取得した方やJ Aにこにこ隊養成研修会を修了した方、ボランティア活動に熱意のある「あい♥あい会員」を中心に、各地域で助けあい組織（たんぼぼの会・コスモスの会・わかば会・つくしの会）を結成し、施設ボランティア等の地域に密着した活動を行っています。

高齢者等の見守り活動

中津川市・恵那市と協定を結び、支援を必要としている方を早期に発見し、危機回避を図り、安心して生活できる地域環境を保持するため、高齢者等見守り活動を行っています。

各種無料相談会

社会保険労務士、税理士、弁護士及び年金担当職員による各種無料相談会を毎月開催しています。

- ・年金相談（恵那・山岡・明智・上村・坂下
加子母・付知・福岡の各支店、
ローンセンター中津川店・恵那店）
- ・税務相談（本店、恵那・山岡・福岡の各支店）
- ・法律相談（本店、恵那・山岡・福岡の各支店）

ボランティア活動

地域の住みやすい環境づくりとして、定期的に店舗周辺での清掃活動や交通安全活動に取り組んでいます。また、本店での献血運動にも積極的に参加しています。

利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会

J Aひがしみの年金友の会（当J Aで年金を受給されている方）の会員数は17,094名です。（令和7年3月末現在）
毎年、親睦旅行や親睦会、スポーツ大会等、会員相互のふれあいの場を提供しています。また、お誕生日プレゼント等のさまざまな特典が受けられます。

JAひがしみの 「あったかくらぶ」年金友の会

JAで年金を
お受け取りいただくと
さまざまな **特典**
が受けられます。

特典
1

誕生日プレゼント

日頃の感謝の気持ちとお誕生日をお祝いし、心ばかりの誕生日プレゼントをお贈りします。

特典
2

毎年楽しい親睦旅行・親睦会

年金友の会で気のあった仲間や新しい仲間とくつろげるJAの旅をお楽しみください。

特典
3

スポーツ大会への参加

J Aが主催するグラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会などにご参加いただけます。

特典
4

定期貯金の特別金利

定期貯金金利を新規・継続預かりする際に特別金利にてお預かり致します。
（預入限度は通算1,000万円までです。）

特典
5

年金無料相談会の実施

複雑な年金手続きをお手伝いします。

特典
6

やすらぎ会入会特典

J A葬祭「やすらぎ会」に新規ご加入の場合、入会金の50%を割引致します。

特典
7

ガソリンスタンド

無料洗車サービス（シャンプー洗車のみ）

当JAガソリンスタンドにおいて、水曜日に15ℓ以上給油された方で、「年金友の会会員証」をご提示いただくと洗車（シャンプー洗車のみ）の無料サービスを致します。（ただし、スタッフによるふきあげ作業はございません。）

※当JA給油所の各種イベント等により、サービス内容を変更する場合がございますので、詳しくは、各給油所へお問い合わせください。

特典
8

協賛店ご利用割引サービス

岐阜県内のJA協賛店（ホテル・旅館・温泉施設・レストラン・ゴルフ場等）で「年金友の会会員証」をご提示いただくと優待特典サービスをご利用いただけます。

割引|特典内容については「協賛店ご利用ガイド」をご覧ください。

特典
9

電動シニアカー購入代金助成

当JAでの電動シニアカー購入代金を助成します。

※助成対象機種のみになります。

特典
10

高齢者見守りサービスにご希望によりご加入いただけます

セコム㈱または総合警備保障㈱（ALSOK）が提供するサービスを特別料金等でご利用いただけます。

※ご利用にはお申込が必要です。

その他

①健康・介護ほっとライン

②普通傷害共済

①看護師や医師等が、直接電話でお答えする無料相談サービスをご利用いただけます。

②集団加入の普通傷害共済（あったかくらぶ）へご希望によりご加入いただけます。

（特典は毎年見直しさせていただきます。）

あぐりん講座・サークル活動の開催

全国50万人の女性部員の仲間とともに『想いをひとつに』をテーマに活動しています。男女問わず参加できるように女性部員の愛称を「あい♥あい会員」とし、あぐりん講座（万能タレ、トマトケチャップ、味噌・豆腐作り等）を開催しています。また、「あい♥あい会員」の自主的なサークル活動（絵手紙、クラフトかご、己書、手芸、陶芸、パン作り等）では、仲間づくりとふれあいのある地域づくりに取り組んでいます。

情報提供活動

J A広報誌の発行(毎月)

広報誌『ひがしみの』を毎月発行し、農業に関する情報や地域に密着した情報を発信しています。



ホームページ等による情報発信

ホームページでは、当J Aの概要や各事業、店舗・事業所の紹介、ディスクロージャー等を公開しています。また、「自慢の特産品」や「新規就農・営農指導」ページを通して、管内の農業について、消費者から就農を目指す方まで幅広くご利用いただけるよう情報を掲載しています。また、LINE公式アカウントを運営し、旬の情報を発信しています。

J Aひがしみのホームページ

<https://ja-higashimino.or.jp>

J Aひがしみの

検索



J Aひがしみの公式LINE

イベントや
旬の情報を
お届けします。



リスク管理の状況

リスク管理の体制

リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対応を適切に講じています。

信用リスク管理方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

市場リスク管理方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスク等を的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

また、組織面では、業務部において市場部門および事務管理部門、総務部・総合企画部においてリスク管理部門を設置し、それぞれ相互けん制機能が働くように役割を明確化しています。

流動性リスク管理方針

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

オペレーショナル・リスク管理方針

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

事務リスク管理方針

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うために事務手続き等を整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

システムリスク管理方針

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

法令遵守の体制

法令等遵守方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当組合は、事業を行うにつかまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
- また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合う低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

利用者保護等管理の体制

利用者保護等管理方針

当組合は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 組合との取引に伴い、組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下同様とします。

2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当組合は、個人情報を適切に保管・管理するとともに、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めます。さらに、従業員および委託先に対し適正な監督を行い、個人情報の外部への漏洩防止に努めます。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 当組合は、法令により例外と扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

8. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利益相反管理方針

当組合は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかわるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。
 - (1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
(取引例)
 - 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
 - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
 - (2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
(取引例)
 - 農業法人等の買収において、当組合が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
 - 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。
3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法
利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
 - (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
 - (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
 - (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
 - (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
 - (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。
4. 利益相反の管理の方法
当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
 - (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法
(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。
6. 利益相反管理体制
 - (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
7. 利益相反管理体制の検証等
当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済及びその他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明はしません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘を行うよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、お客さまの同意を前提に情報交換に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 企画総務管理担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 各総合支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各総合支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合ではこの理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、当組合の経営理念である「信頼」・「貢献」・「挑戦」を全ての役職員が共有し、お客さま一人ひとりの生涯を通じた安定的な資産形成の実現を目指した伴走者となるため、以下の取り組み方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が、共同で事業運営しております。J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページをご参照ください。

1. お客さまへの最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供
 - (1) 金融商品
お客さまへ提供する金融商品は、安定した運用をいただくため、長期投資を前提とした商品に限定し、特定の投資運用会社に偏ることなく、お客さまの資産形成に資することを目的に選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】
 - (2) 共済仕組み・サービス
お客さまとの対話を通じて明確になった、生活や農業を取巻く様々なリスクに対し、安心して備えられるようお客さまのご意向と実情に沿った最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。
また、契約にご加入後は定期的にお客さまのご契約内容の確認等を実施し、利便性の向上を実現してまいります。
なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）】
 2. お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1) 信用の事業活動
 - ① お客さまの金融知識・経験・財産、ライフプランやリスク許容度をご確認させていただいたうえで、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
 - ② お客さまに提供する金融商品・サービスに関する重要な情報を簡潔に記載し、分かりやすい情報提供を行うために「重要情報シート」を活用いたします。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
 - ③ 金融商品のお申込に際し、お客さまにご負担いただく手数料について、十分にご理解いただいたうえで投資判断いただけるよう、分かりやすくご説明するように取り組んでまいります。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
 - ④ 金融商品をご購入いただいた後も、定期的な訪問活動を通じて、保有資産の状況やお客さまのライフイベント等に合った、適時適切な情報を提供いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
 - (2) 共済の事業活動
 - ① お客さまへチラシや端末を活用し、各種公的保険制度等の情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプランに応じた最適な保障・サービスを提案いたします。
 - ② 共済のご加入にあたっては、必ずお客さまのご意向を的確に把握・確認させていただき、ご加入いただく保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施いたします。なお、共済のご加入にあたり、共済掛金以外に負担いただく手数料等はありません。
 - ③ 各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォロー（共済金の請求や異動・事故受付等の各種手続き等）を実施いたします。
【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】
 - (3) 信用・共済共通
特に高齢のお客さまに対しては、原則としてご家族等の同席を求め、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応を行います。【原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】
 3. 利益相反の適切な管理
 - (1) お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づく利益相反管理統括部署による定期的な検証により、利益相反の管理を行います。【原則3本文および（注）】
 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と販売体制の整備
 - (1) お客さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスが提供できるよう、職業倫理の醸成や専門知識の習得など、コンサルティング機能強化のため継続・定期的な研修等による人材育成に取り組んでおります。具体的には、誠実・公正な業務を遂行するため、下記の資格取得を推奨し、資格取得支援として、受験料の助成、通信教育講座の受講料助成、お客さまの立場に立った提案や情報提供を行うための研修体系を構築しております。
- <取得を推奨する資格>
- ① 信用事業
 - ・証券外務員
 - ・資産形成アドバイザー
 - ② 共済事業
 - ・J A共済連の主催する推進担当者認証制度
 - ・J A共済連の主催するライフアドバイザー認証資格
 - ・J A共済連の主催するスマイルサポーター認証資格
 - ③ 信用・共済共通
 - ・AFP資格
- 【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】
5. お客さまの利便性の向上
 - (1) 商品・サービスの説明をさせて頂く時間帯・場所等については、お客さまのご希望に沿うように努めます。
【原則2 本文および（注）】
 - (2) 当組合は、お客さまからいただいた「声（お問合せ・ご相談・ご要望・苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。
【原則2 本文および（注）】
- （※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

経営者保証にかかる取組方針

当ＪＡは、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当ＪＡは本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当ＪＡは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下ＵＲＬをご参照下さい。

●全国銀行協会 <https://www.zenginkyo.or.jp>

●日本商工会議所 <https://www.jcci.or.jp>

●融資と保証締結までのフロー

①融資申込⇒②ガイドラインに関する説明⇒③経営者保証の必要性を検討⇒④保証契約の説明と保証意思確認
⇒⑤融資実行 保証契約締結

●取組方針の内容

１．経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている（例：資産、経理が明確に分離されている、法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない等）、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等（例：法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る等）を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向を踏まえた上で、検討します。

２．経営者保証の契約時の対応について

（１）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等（例：経営者等から十分な物的担保の提供がある等）の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

３．既存の保証契約の適切な見直しについて

（１）農業者等から既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

４．経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことができる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【当組合の苦情等受付窓口】

本店 業務部（信用事業） 電話番号：0573-78-0125

本店 業務部（共済事業） 電話番号：0573-78-0126

本店 総務部リスク管理課 電話番号：0573-78-0164

上記のほか、各支店窓口でも受け付けています。

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く。）

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

弁護士会の利用に際しては、①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

【お客様がご利用可能な弁護士会】

名 称	電話番号	受 付 日	受付時間
岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	058-265-0020	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:00～17:00
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～16:00

（注）お盆等が休日になる場合があります。詳しくは弁護士会にご確認ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

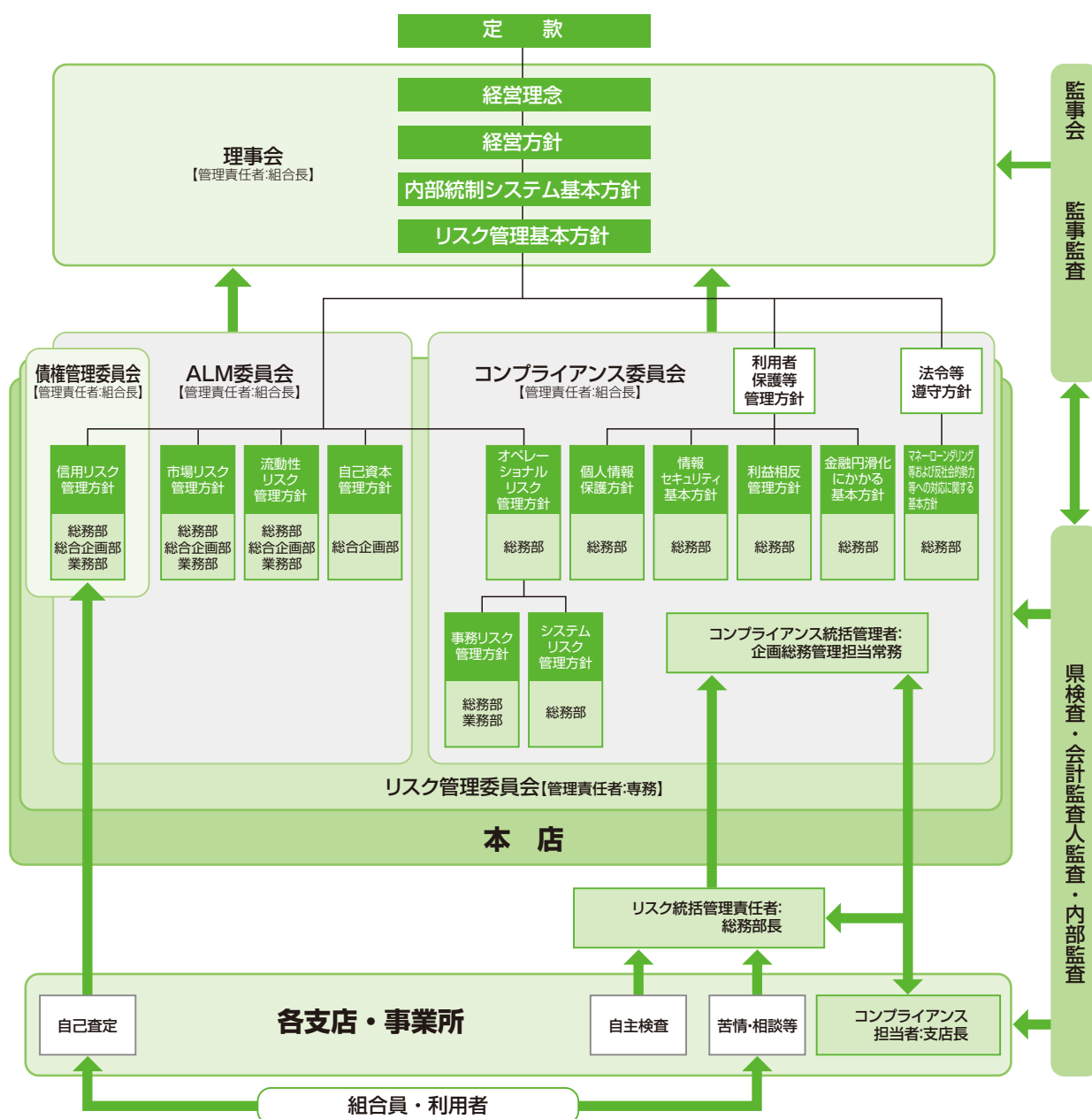
各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店等のすべてを対象とし、理事会で承認された年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、適時に被監査部門の改善取り組み状況についてもフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講ずることとしています。

リスク管理体系図



自己資本の状況

自己資本管理方針

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。

当ＪＡでは、内部留保の積み増しにより、自己資本の充実に努めており、自己資本比率が国際統一基準の8%を大きく上回っています。

また、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、系統BISシステムにより、自己資本比率を的確に算出しています。

なお、組織面では、事業推進部門から独立した企画管理担当部署が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、13.73%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東美濃農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,685百万円（前年度 2,688百万円）

当ＪＡでは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業の内容

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替等、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市税等のお支払い、年金のお受け取り、給与振込、ＪＡネットバンク等もご利用いただけます。

主な貯金商品のご案内

貯 金 の 種 類		し く み と 特 色	期 間
普 通 貯 金		日常の入出金をはじめ、公共料金の自動支払い、給与・賞与の振込みや配当金、年金の自動受取り等にご利用いただけます。	出し入れはいつでも自由
	(決済用貯金)	決済用貯金については無利息となりますが、貯金保険制度により全額保護されます。	
総 合 口 座		使う・貯める・借りるの3つの機能を一冊の通帳にセットした口座です。普通貯金に定期貯金を担保とする当座貸越ができます。	
貯 蓄 貯 金		使いみちの決まらないお金を預けて増やしながら、いつでも使える貯金です。	
当 座 貯 金		お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。	入金は自由 お引き出しは納税期
納 税 準 備 貯 金		納税期にあわせて納税資金の準備にご利用いただけます。お利息には税金がかかります。	
通 知 貯 金		まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上
定 期 貯 金	自由金利型定期貯金(スーパー定期)	市場実勢を反映した自由金利型の商品です。	1カ月以上5年以内 (定型方式、満期日指定方式のいずれも可)
	自由金利型定期貯金(大口定期)	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	
	期 日 指 定 定 期 貯 金	最長預入期限は3年、1年の据置期間後なら、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払いの取扱いもできます。	最長3年 (据置期間1年)
	変 動 金 利 定 期 貯 金	市場実勢を反映して、6カ月ごとに金利が変更される自由金利型の商品です。	1、2、3年 (単利型、複利型のいずれも可)
積 立 式 定 期 貯 金		「定期」と「積立」2つの良さをプラスし、毎月の積立を期日指定定期貯金またはスーパー定期でお預かりします。	エンドレス型(期間は自由) 満期型(6カ月以上10年以内) 年金型(12カ月以上)
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預け入れは給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上
	財 形 住 宅 貯 金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いで、課税扱いもできます。	5年以上
	財 形 年 金 貯 金	受取期間を自由に設定(5年～20年)できる年金タイプの財形貯蓄です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いで、課税扱いもできます。	
定 期 積 金	定 額 式	ライフプランに合わせて毎回一定額を掛け込む積金です。掛込間隔は1、2、3、6カ月よりご自由にお選びいただけます。	6カ月以上5年以内
	目 標 式	最初に目標額(満期お受取額)を定めて、毎回一定額を掛け込む積金です。掛込間隔は1、2、3、6カ月よりご自由にお選びいただけます。	

貸出業務

地域の金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体・地元企業の皆さまにも必要な資金を融資し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取扱っています。

主なローン商品のご案内

融 資 の 種 類		資 金 使 途	融 資 期 間	融 資 金 額
農業者の皆さまのための資金	アグリサポート資金	農業経営に必要な資金としてご利用いただけます。	詳細は窓口へお尋ねください。	詳細は窓口へお尋ねください。
	農業企業化資金	農業者による施設、農機具等の購入資金にご利用いただけます。		
	担い手支援資金	「水田経営所得安定対策」に該当する担い手（農業者）の方が、農業経営に必要な資金としてご利用いただけます。		
	営 農 資 金	農業経営に関する全ての資金にご利用いただけます。		
住宅資金のためのローン	住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入（マンション、中古住宅を含む）・借換や住宅用の土地購入にご利用いただけます。	3年～50年以内	10万円～1億円以内
	リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修・住宅に付帯する施設の取得等にご利用いただけます。	6カ月～20年以内	10万円～1,500万円以内
	賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築・増改築・補改修にご利用いただけます。	1年～30年以内	100万円～4億円以内
教育資金のためのローン	教 育 ロ ー ン	就学される子弟の入学金、授業料や下宿代等にご利用いただけます。	6カ月～16年10カ月以内	10万円～1,000万円以内
	教育カードローン	就学される子弟の教育に関する全ての資金にご利用いただけます。	1年毎に自動更新	10万円～700万円以内
生活資金のためのローン	マイカーローン	自動車の購入資金、車検費用、保険料、免許取得費用等にご利用いただけます。	6カ月～15年以内	10万円～1,000万円以内
	フ リ ー ロ ー ン	事業資金を除く全ての生活資金にご利用いただけます。	6カ月～10年以内 （据置期間含む）	10万円～1,000万円以内
	カ ー ド ロ ー ン	暮らしに必要な資金として自由にご利用いただけます。	1年毎に自動更新	10万円～300万円以内
事業者の皆さまのための資金	事 業 資 金	事業経営に関する全ての資金にご利用いただけます。	30年以内	個人・団体 2億円以内 法人 5億円以内

為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

投資信託窓口販売

当ＪＡの各支店で、国内外の投資信託商品を取り扱っています。

毎月一定額を購入する「投信つみたてサービス」も取り扱っています。

国債窓口販売

当ＪＡの各支店で、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしています。

無料相談

年金・税務・法律の無料相談日を設けるほか、土地の有効活用相談等も行っています。

種 類	内 容
年 金 相 談	社会保険労務士による年金の無料相談を行っています。
税 務 相 談	顧問税理士による税務の無料相談（確定申告や相続等）を行っています。
法 律 相 談	顧問弁護士による法律の無料相談（家庭内の悩み、その他トラブル）を行っています。

サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業者の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス等のお取り扱いをしています。また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニ等でも現金の引き出しができるキャッシュサービス等、さまざまなサービスのお取り扱いをしています。

主なサービス

種 類	し く み と 特 色
給 与 振 込 サ ー ビ ス	毎月の給与・賞与をＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受け取りになれます。
年金・配当金等自動受取りサービス	年金、販売代金、証券元金、株式配当金等をＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受け取りになれます。
自動支払いサービス	公共料金、税金、学校授業料、ＪＡカード利用代金等の各種支払代金をＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。
公金納付サービス	県民税・事業税・自動車税・不動産取得税等の県公金、市町村民税・固定資産税・国民健康保険料等の市町村公金の納付のお取扱いをいたします。このほかに、法人税・所得税等の国税・歳入金のお取扱いもいたします。
自動振替サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費等をお支払い人の貯金口座から引き落としてご指定口座へ自動的にご入金いたします。
キャッシュサービス	ＪＡのキャッシュカード１枚で、県内はもちろん全国のＪＡキャッシュコーナーで現金のお引き出し、残高照会等がご利用いただけます。また、提携銀行・郵便局等のキャッシュコーナーでも現金のお引き出し、残高照会ができる大変便利なサービスです。
Ｊ Ａ カ ー ド	ショッピングやレジャー、海外旅行まで国内はもちろん世界各国の加盟店でご利用になれるＪＡのクレジットカードです。
デビットカードサービス	ＪＡのキャッシュカードを、デビットカード加盟店の端末に差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客様の口座から引き落とされます。お手持ちのＪＡキャッシュカードが、今すぐデビットカードとしてご利用いただけます。
アンサーサービス	プッシュホン、ファクシミリ、パソコン、ホームユース端末により、残高照会、入出金明細通知や振込、振替等のサービスが受けられます。
Ｊ Ａ ネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、ご自宅やお勤め先等のインターネットに接続されているパソコン・スマートフォンからアクセスするだけで、平日・休日・夜間を問わず、残高照会や振込み、振替等の各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
法人ＪＡネットバンク	残高照会・振込・振替はもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替等がオフィスのインターネットに接続されているパソコンでご利用いただけます。
ＪＡバンクアプリプラス	インターネットに接続可能なスマートフォンから、ＪＡネットバンク機能に加え、新規口座開設、自宅住所・電話番号変更等の機能がご利用いただけます。
Ｊ Ａ バンクアプリ	インターネットに接続可能なスマートフォンから、投資信託取引、普通預金・定期貯金等の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。
Ｊ Ａ ひ が し み の ポ イ ン ト サ ー ビ ス	お取引内容により、提携ＡＴＭ（セブン銀行・イーネット・ローソン銀行・ゆうちょ銀行）の入出金手数料が、毎月１～３回分無料になります。詳しくは、お近くの支店・営業所窓口までお問い合わせください。

手数料一覧

◆振込手数料

(税込)

振込形態			当ＪＡ 同一店舗宛	当ＪＡ 本支店宛	他金融機関宛
電 信 扱	窓口	３万円未満	１１０円	２２０円	５５０円
		３万円以上	２２０円	３３０円	７７０円
	ＡＴＭ	３万円未満	無料	無料	系統宛 ３３０円 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ５５０円 ３３０円
	ＪＡネットバンク	３万円未満	無料	無料	系統宛 ２２０円 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ３３０円 ２２０円
	法人ＪＡネット バンク (都度振込)	３万円未満	無料	無料	系統宛 ２２０円 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ３３０円 ２２０円
	法人ＪＡネット バンク (総合振込)	３万円未満	無料	無料	系統宛 ２２０円 １１０円
		３万円以上	無料	無料	系統宛 ３３０円 ２２０円
	窓口総合振込 (ＤＶＤ等利用含む)	３万円未満	１１０円	１１０円	３３０円
		３万円以上	２２０円	２２０円	５５０円
	定時自動送金	３万円未満	１１０円	２２０円	３３０円
		３万円以上	１１０円	３３０円	５５０円
給与振込 手数料	窓口	—	１１０円	２２０円	４４０円
	法人ＪＡネットバンク	—	無料	無料	３３０円
地方税 取扱 手数料	当ＪＡが取扱金融機関に指 定されている地方税	—	無料	—	—
	当ＪＡが取扱金融機関に指 定されていない地方税	—	—	—	６６０円

【令和７年７月末現在】

◆送金・代金取立手数料

(税込)

種類		手数料		
送金	普通扱・送金小切手		１件につき	８８０円
代金取立	電子交換所	当ＪＡ本支店宛	１件につき	４４０円
		系統・他行宛	１件につき	６６０円
	個別取立	普通扱い	１通につき	１,１００円
		至急扱い	１通につき	
その他	送金・振込の組戻料		１件につき	１,１００円
	不渡手形返却料		１通につき	１,１００円
	取立手形組戻料		１通につき	１,１００円
	取立手形店頭呈示料		１通につき	１,１００円

※上記を超える経費を要する場合はその実費を申し受けます。

◆アンサーサービス利用料（サービス別月額利用料）

(税込)

利用機器	通知	照会	資金移動
プッシュホン	無料	無料	無料
ファクシミリ	550円	550円	550円
パソコン	—	1,650円	1,650円
ホームユース端末	—	1,650円	1,650円

◆法人JAネットバンク

(税込)

サービスの内容	月額利用料
照会・振込(リアル系取引)	1,100円
上記サービス及びデータ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)	1,650円

◆手形・小切手の発行手数料

(税込)

種類	手数料
小切手帳(署名鑑印刷ありなし)	1冊につき 5,500円
約束手形(署名鑑印刷ありなし)	1冊につき 5,500円
自己宛小切手	1枚につき 1,100円
署名鑑登録・変更手数料	1回につき 5,500円
マル専手形	口座開設1口座 3,300円 手形用紙1枚 550円

◆両替手数料

持込または持帰りの硬貨・紙幣のうち多い枚数(ただし、新規発行される記念硬貨の交換は無料)
(税込)

紙幣・硬貨の合計枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

円貨両替手数料の対象は以下の通りです。

- ①当組合の組合員様（個人・法人・団体）でご本人（代理人届を提出された先を含む。）が持参された場合は、1日に1回のみ無料とします。なお、2回目以降は初回分の枚数を通算した手数料が必要となります。
- ②同日に複数回に分けて持込された場合、初回および2回目以降の枚数を通算します。
- ③高額通貨から低額通貨への両替 ④低額通貨から高額通貨への両替
- ⑤同一金種間の両替（新券含む） ⑥低額金種を指定した場合の出入
- ⑦実質両替とみなされる入出金 ⑧「あるだけ両替」は全ての方が有料となります。
- ⑨手数料は持込された硬貨・紙幣からの差引でのお支払いとはご遠慮下さい。

◆現金整理手数料

(税金の納付・募金または義援金の振込を除いた全てのお取引が対象となります。)

持込硬貨・紙幣の枚数

(税込)

紙幣・硬貨の合計枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

◆口座振替・定時自動処理手数料

(税込)

種類	枚数区分	手数料
口座振替手数料	窓口処理を要するもの	110円
	DVD等媒体	55円
	法人ネットバンク	55円
	定時自動集金	55円
	校納金	55円
定時自動送金処理手数料(振込手数料別途)		55円

※上記手数料は新規契約及び既契約更新時から適用します。

◆事務処理手数料

(税込)

種類	手数料
DVD等の電子媒体持ち込み	1件につき 2,200円
口座振替データの紙媒体の持ち込み	1件につき 2,200円

◆その他の諸手数料

(税込)

種別		手数料		
残高証明書発行手数料	当JA所定様式	定例発行	1通につき	440円
		都度発行	1通につき	550円
		相続用	1通につき	550円
	任意様式	監査法人指定	1通につき	3,300円
		その他任意様式	1通につき	1,100円
取引履歴明細書発行手数料（注1）			1枚につき	110円
再発行手数料（注2）	証書	1通につき	1,100円	
	通帳	1冊につき	1,100円	
	キャッシュカード（一体型除く）	1枚につき	1,100円	
	ローンカード	1枚につき	1,100円	
株式払込事務取扱手数料			1枚につき	22,000円
出資払込事務取扱手数料			1枚につき	22,000円

(注1) 100枚を超える場合は、上限金額を11,000円とします。

(注2) 名義変更等による通帳・キャッシュカード・証書の再発行は以下の通りとします。

- ①相続、改姓の場合、1件あたり 0円
②代表者変更の場合1顧客番号あたり 110円
③紛失の場合 1,100円

◆融資業務

(税込)

種別			手数料		
証明書発行 手数料	残高証明書 (注1)	定例発行	1通につき	440円	
		都度発行	1通につき	550円	
	融資証明書(注2)		1通につき	1,100円	
		その他証明書		1通につき	1,100円
事務手数料	電子契約の 場合(注3)	本人	住宅関連資金・貸付住宅資金(保証機関付) ※別途、保証機関別に事務手数料が必要となります。	1件につき	33,000円
		本人以外(注4)		1件につき	11,000円
		電子メール・SNS利用(本人)(注5)		1件につき	1,100円
		電子メール・SNS利用(本人以外)(注5)	住宅関連資金・貸付住宅資金以外のローン(貯金担保・共済担保貸付を含む)	1件につき	550円
		本人限定郵便利用(本人)		1件につき	2,100円
		本人限定郵便利用(本人以外)(注4)		1件につき	1,540円
	書面契約の 場合	住宅関連資金・貸付住宅資金(保証機関付) ※別途、保証機関別に事務手数料が必要となります。	1件につき	33,000円	
		住宅関連資金・貸付住宅資金以外のローン(農業関連資金、貯金担保、共済担保貸付を含む)	1件につき	無料	
	上記を除く不動産担保設定するもの		1件につき	55,000円	
	繰上返済 手数料	住宅関連資金および貸付住宅資金(貯金・共済担保、リフォームローン含む)	1,000万円以上	1回につき	55,000円
		100万円以上・1,000万円未満	1回につき	33,000円	
		100万円未満(月1回)(注6)	1回につき	5,500円	
上記以外のローン等(農業関連資金、貯金・共済担保【住宅関連資金および貸付住宅資金を除く】は無料)		1回につき	5,500円		
JAネットバンクの場合(注7)		1回につき	無料		
条件変更 手数料	利率・償還 条件	電子契約(SMS利用)の場合(注8)	1回につき	4,400円	
		電子契約(本人限定郵便利用)の場合(注8)	1回につき	5,500円	
		書面契約の場合	1回につき	5,500円	
その他 手数料	ローンカード	発行	1枚につき	無料	
		再発行	1枚につき	1,100円	
	質権設定		1枚につき	1,100円	
	法務局(登記情報サービスでの調査・インターネット)(注9)		1筆・棟	550円	
	郵送手数料(注10)		1件につき	550円	
その他調査(行政機関、法務局等)(注9)		1筆・棟	1,100円		

(注1) 住宅取得控除にご利用される場合は無料となります。但し、再発行の場合は上記手数料をいただきます。

(注2) 住宅関連資金・貸付住宅資金(保証機関付)に係る農林許可・施行業者への証明の場合は無料となります。

但し、再発行の場合は上記手数料をいただきます。

(注3) 電子契約は印紙税がかかります。なお、書面契約は別途印紙代がかかります。

(注4) 本人以外の方とは、連帯債務者・連帯保証人・担保提供者であり、1名につき人数分の上記手数料をいただきます。

(注5) SMS(ショートメッセージサービス)とは携帯電話の電話番号を用いてメッセージのやり取りが可能な機能のことです。

別途、保証機関の手数料が必要となります。詳しくはJA窓口にお問合せください。

(注6) 月2回目からは②の手数をいただきます。

(注7) 繰上返済1回あたりの返済上限額は現在残高の10%(円未満切り捨て)返済下限額は100,000円となります。

(注8) 特約更新・利率変更のみの取扱いとなります。

(注9) 公図等で複数の筆が表示されるものは取得枚数により手数料を算出します。

(注10) 未到着により再度郵送となる場合は再度上記の手数をいただきます。

ATMご利用手数料一覧(消費税込)※7 <岐阜県下JAバンクのキャッシュカードをご利用の場合> 【令和7年7月末現在】

ATMご利用サービス		JAバンク	JFマリンバンク	セブン銀行※2	イーネット※3	ローソン銀行※4	ゆうちょ銀行	大垣共立銀行	十六銀行	三菱UFJ銀行	MICS提携金融機関※5
取扱時間※1		入出金	出金	入出金	入出金	入出金	入出金	出金	出金	出金	出金
平日	稼働開始～8:45	無料	無料	220円	220円	220円	220円	無料	無料	110円	110円※6
	8:45～18:00			110円	110円	110円	110円			無料	
	18:00～稼働終了			220円	220円	220円	220円			110円	
土曜日	稼働開始～9:00			220円	220円	220円	220円	110円	110円	110円	220円※6
	9:00～14:00			110円	110円	110円	110円		無料		
	14:00～稼働終了			220円	220円	220円	220円		110円		
日曜日 祝日	終日			220円	220円	220円	220円	110円	110円	110円	220円※6

なお、土曜日が祝日と重なる場合は、日曜日・祝日のご利用手数料となります。また、1月2日・1月3日のご利用手数料は、祝日と同額となります。

12月31日のご利用手数料は、お取引JAにご確認ください。

※1 ご利用の金融機関、店舗によりATM等の稼働日・稼働時間が異なります。

※2 セブン銀行ATMは、全国のセブンイレブン、イトーヨーカドー等でご利用いただけます。

※3 イーネットATMは、全国のファミリーマート等に設置の「イーネット（E-net）ATMマーク」のあるATMでご利用いただけます。

※4 ローソン銀行ATMは、全国のローソン等に設置の「ローソン銀行ATMマーク」のあるATMでご利用いただけます。

※5 MICS（全国キャッシュサービス）とは、民間金融機関（9業態）相互間のCD・ATMオンライン提携ネットワークをいいます。

※6 ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合があります。詳しくは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

※7 お取引内容により、提携ATM（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行）の入出金手数料が、毎月1～3回分無料になります。詳しくはお近くの支店・営業所窓口までお問い合わせください。

ATM設置一覧 【令和7年7月末現在】

設置場所	硬貨※1	振込※2	ペイジー※3	所在地	稼働時間※5		
					平日	土曜日	日曜日・祝日
本店		●	●	中津川市茄子川1646-19	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
中津川支店	●	●	●	中津川市新町5-13	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
苗木支店		●	●	中津川市苗木1711-6	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
落合支店		●	●	中津川市落合873	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
坂本支店	●	●	●	中津川市千旦林1450-2	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
阿木支店		●	●	中津川市阿木190	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
恵那北部支店		●	●	恵那市笠置町姫栗1344-4	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
中野方営業所		●	●	恵那市中野方町1796-14	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
恵那西支店		●	●	恵那市武並町竹折1087-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
三郷営業所		●	●	恵那市三郷町佐々良木1463-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
恵那支店	●	●	●	恵那市長島町中野一丁目10-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
岩村支店	●	●	●	恵那市岩村町770-16	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
山岡支店	●	●	●	恵那市山岡町上手向582-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
明智支店		●	●	恵那市明智町875	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
上村支店		●	●	恵那市上矢作町1880-4	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
蛭川支店		●	●	中津川市蛭川2318-9	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
坂下支店	●	●	●	中津川市坂下734-7	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
加子母支店	●	●	●	中津川市加子母3741-3	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
付知支店	●	●	●	中津川市付知町10219-8	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
福岡支店	●	●	●	中津川市福岡927-5	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
店舗外設置							
中津川市役所		●	●	中津川市かやの木町2-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
ルビットタウン中津川※4				中津川市淀川町3-8	10:00～21:00	10:00～21:00	10:00～21:00
中津川グリーンセンター		●	●	中津川市手賀野340-1	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00
パロー苗木店		●	●	中津川市苗木4892	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
えなグリーンセンター		●	●	恵那市長島町永田579	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
加子母経済センター		●	●	中津川市加子母1445-6	8:30～17:30	*	*
神坂キャッシュコーナー	●	●		中津川市神坂144-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
飯地キャッシュコーナー	●	●		恵那市飯地町153-5	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
東野キャッシュコーナー	●	●		恵那市東野1342-1	8:45～17:00	*	*
串原キャッシュコーナー	●	●		恵那市串原3171	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
下野キャッシュコーナー		●	●	中津川市下野285	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00

※1 硬貨での入出金対応時間は平日の9:00～17:00となります。

※2 ATMでの振込には、キャッシュカードが必要です。

※3 ペイジー（Pay-easy）とは、税金等の支払いをATM等から支払うことができるサービスです。

※4 ルビットタウン中津川の休業日は稼働していません。

※5 *印は稼働していません。年末年始は稼働時間が変更になります。

共済事業

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な仕組みのご案内

種 類			特 色	加入(年齢)範囲
長期共済	生命総合共済	終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。	0歳～75歳
		引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安がある若年層から中高年層の終身保障ニーズに幅広く対応するため、加入しやすい仕組みです。	18歳～80歳
		一時払終身共済 (平28.10)	簡単な告知でご加入できる終身共済です。まとまった掛金を一括してお支払いいただくことで、一生涯にわたり万一のときを保障します。	0歳～90歳
		生存給付特則付 一時払終身共済 (平28.10)	一生涯にわたって備えられる万一の保障とともに、生前贈与としてご活用いただける幅広い保障です。	0歳～75歳
		予定利率変動型 年金共済 「ライフロード」	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。	18歳～85歳 (税制適格特約付は18歳～80歳)
		養 老 生 命 共 済	一定期間の万一のときの保障とともに、貯蓄の機能をあわせ持つプランです。	0歳～75歳
		こ だ も 共 済	お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。また、ご契約者さまの年齢、健康状態に関わらずご加入できるプランもあります。 ※共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合に限りです。	契約者加入年齢 18歳～75歳 子供加入年齢 祝金型 0歳～11歳 学資金型 0歳～12歳 (出生前加入特則付の場合は、出生予定日からさかのぼって140日以内の胎児(妊娠6ヶ月以降))
		定 期 生 命 共 済	一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。	15歳～75歳 (通減期間設定型は15歳～65歳)
		が ん 共 済	さまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療に加え、在宅医療も保障したプランです。通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。	0歳～75歳
		医 療 共 済 「メディフル」	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。病気やケガによる入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。	0歳～75歳 (10年(更新)は0歳～65歳)
		引受緩和型医療共済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。一生涯にわたって病気やケガによる入院・手術を保障します。	18歳～80歳
		介 護 共 済	要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。	40歳～75歳
		一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。	40歳～75歳
		認 知 症 共 済	要介護状態を伴う認知症および軽度認知障害(MC I)を保障するプランです。認知症にかかる介護費用や治療費用などさまざまな費用に備えることができます。	40歳～75歳
		生 活 障 害 共 済 「働くわたしのささエール」	身体障害者手帳制度(公的制度)に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体障害が残るときに不足する生活費や治療費等に備えることができます。	(一時金型) 15歳～75歳 (定期年金型) 15歳～75歳
		特定重度疾病共済 「身近なリスクにそなエール」	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。	0～75歳
短期共済	建 物 更 生 共 済 「むてきプラス」		火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。	共済期間 5年 10年※
	傷 害 共 済		日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。	
	火 災 共 済		住まいの火災や落雷などの損害を保障します。	
	自 動 車 共 済 「クルママスター」		相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、自動車事故を幅広く保障します。	
	自 賠 責 共 済		自動車・バイク(二輪自動車、原動機付自転車)には、法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。	
共済	農 業 者 賠 償 責 任 共 済 「ファーマスト」		農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。	

※「長期共済」は共済期間が5年以上の契約、「短期共済」は共済期間が5年未満の契約です。

※「万一のとき」とは、長期共済の場合、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。ただし、引受緩和型終身共済・一時払終身共済(平28.10)・生前給付特則付一時払終身共済(平28.10)は、死亡したときをいいます。また、短期共済の場合、死亡、所定の後遺障害の状態に該当したときをいいます。

※先進医療保障のある共済契約がある場合、重複して先進医療保障にご加入いただくことはできません。

※建物更生共済の共済期間が10年の契約には、継続特約を付加することで20年・30年保障ができます。

・この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」及び「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

令和6年度(令和7年3月末)のJA共済『事業概要』について、ご報告いたします。

安心

ひと・いえ・くるまへの確かな保障



万一の保障は
もちろん、
医療保障も
充実しています。



地震を含む自然災害
や火災などの幅広い
保障で建物や家財を
守ります。



確かな保障と
充実したサービスで
交通事故に備えます。

主な加入状況(保有契約)

生命総合共済

加入件数 2,132 万件
保障金額 74兆4,428 億円

建物更生共済

加入件数 891 万件
保障金額 135兆9,583 億円

自動車共済

加入件数 818 万件
自賠責共済 647 万台

支払状況

生命総合共済

万一のお支払い 7,560 億円
満期等のお支払い 1兆3,173 億円

令和6年度(令和7年3月末まで)
にお支払いした共済金

合計 3兆5,475 億円
(その他共済計704億円含む)
※うち、満期共済金2兆3,302億円

建物更生共済

万一のお支払い 1,894 億円
満期等のお支払い 9,802 億円

万一のときや満期のときなどに
共済金をお受け取りいただき、
皆さまにお役立ていただいています。

自動車共済のお支払い

2,071 億円
自賠責共済のお支払い 267 億円

自然災害にも 確かな保障

建物更生共済は、自然災害においても、
確かな保障をお届けしています。

令和6年度の主なお支払い

- ①令和6年1月
令和6年能登半島地震
(石川・富山・新潟ほか)
122,810件/1,515 億円
(令和5年度のお支払いを含む)
- ②令和6年4月
令和6年4月ひょう雪
(兵庫・滋賀・岡山ほか)
16,769件/103 億円
- ③令和6年8月
令和6年台風10号
(鹿児島・宮崎・福岡ほか)
31,468件/130 億円

※「生命総合共済」には、平成5年度以前に契約された終身・養老生命年金共済を含みます。

安心

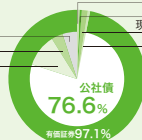
万全な経営状況

JA共済は、健全な資産運用を行うとともに、大規模自然災害などのリスクに確実に備えるため、異常危険準備金の積み立てや再保険などによって、十分な支払財源の確保に努めており、万全な財務状況が確保されています。

健全な資産運用を行っています。

総資産のうち、55兆円以上の運用資産について、安定的な収益を確保できる国債などの公社債を主体に、安全・確実な運用を行っています。

その他の
有価証券 4.0%
株式 3.7%
外国証券 12.8%



総資産

57兆4,189 億円

貸付金 0.8%
運用不動産 0.5%
現・預金およびコールローン 1.1%
その他 0.5%

運用資産

55兆3,267 億円

大規模自然災害などに対し 万全な備えを行っています。

異常危険準備金(建物更生共済)

2兆1,157 億円

再保険

共済金支払責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けて
もらうことによって、危険の分散を図っています。

支払余力は十分な水準となっています。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて
発生するリスク(大規模自然災害など)に対処するため、どのくら
いの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつ
です。

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

1,014.3%

※JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保
険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできま
せん。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命
令などの対象となります。

組合員・利用者の皆さまとJA共済のつながり

JA共済は、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしており、一
体的な運営を行うことで、組合員・利用者の皆さまに安心をお届けしています。

組合員・
利用者の
皆さま

共済契約

JA

- JA共済の窓口です。
- 組合員・利用者の皆さまの立場に
立った事業活動で皆さまの暮らし
をサポートしています。

JA共済

JA
共済連

各種の企画、仕組開発、資産運用
業務や支払共済金にかかる準備金
の積み立てなどを行い、JAと一
体となってJA共済事業を運営し
ています。

令和6年度にJAひがしみのがお支払いした共済金



ひと (生命総合共済)

万一のお支払い 13億4千万円
満期等のお支払い 9億5千万円
年金のお支払い 14億7千万円



いえ (建物更生共済)

万一のお支払い 1億6千万円
満期等のお支払い 23億8千万円



くるま (自動車共済・自賠責共済)

自動車共済のお支払い 4億3千万円
自賠責共済のお支払い 3千万円

指導事業

安全・安心でより高品質な農畜産物を生産するための営農指導をはじめ、栗チャレンジ塾を開催し、新規就農者の開拓及び支援を行っています。また、トマト研修農場による研修や、アグリゼミによる野菜や水稲栽培研修を実施しています。

生活指導では組合員の豊かな生活と健康で安心して生活できる地域づくりを目的に女性部活動や生活習慣病健診を行い、また、毎月発行の広報誌で身近な情報や「食」と「農」についての話題を発信しています。



水稲青空教室やアグリゼミを開催

販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。東美濃独自販売として米の買取販売を実施しており、中山間地域の特徴を活かした東美濃棚田米の販売も行っています。

また、地域で生産された農畜産物を市場に出荷するほか、契約出荷等により「東美濃ブランド」の確立に取り組んでいます。



美濃コシヒカリ「特A」4年連続取得

利用施設事業

農作業の省力化と農畜産物の品質の向上を図るためカントリーエレベーター、ライスセンター、水稲育苗センター、農産物選果場、堆肥センター等の施設を運営しています。



品質保持・安定供給を支える施設を運営

購買事業

農業生産に必要な肥料・農薬・農機具等のほか、暮らしに必要な生活用品等を組合員はじめ地域の皆さまに提供するための事業を展開しています。組合員メリットの充実を目的として組合員カードを利用した購買事業での割引を、給油所・グリーンセンター・Aコープで特定日に行っています。



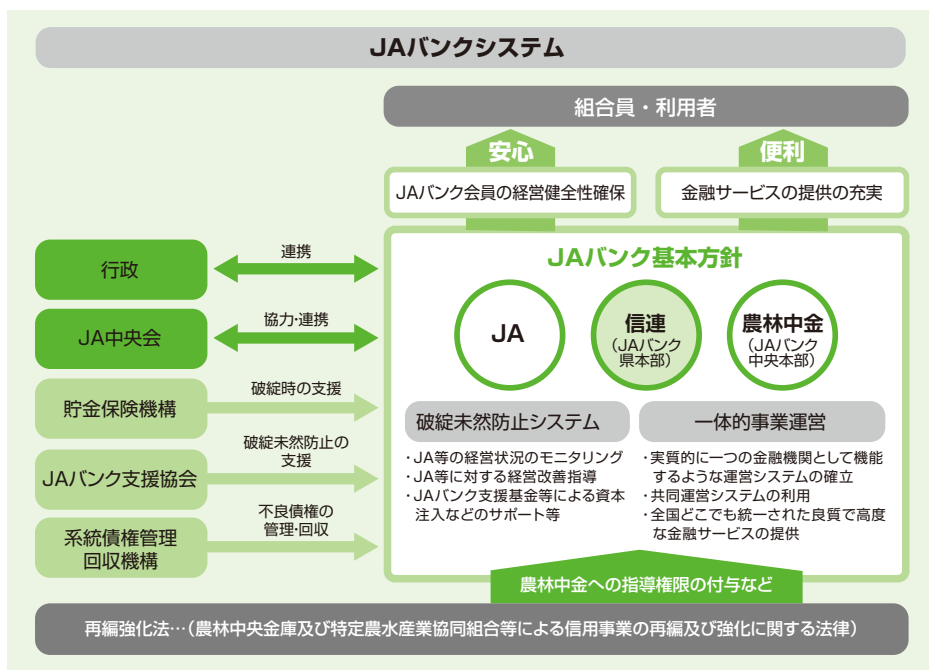
恵南グリーンセンター移転オープン

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。



「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】 決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 令和6年3月31日現在	令和6年度 令和7年3月31日現在	科 目	令和5年度 令和6年3月31日現在	令和6年度 令和7年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	247,840,183	240,900,272	1. 信用事業負債	51,692,839	244,567,925
①現金	891,958	966,002	①貯金	251,228,915	244,272,427
②預金	196,929,346	188,714,180	②借入金	1,415	994
系統預金	196,834,860	188,683,346	③その他の信用事業負債	460,507	294,503
系統外預金	94,485	30,834	未払費用	24,351	82,963
③有価証券	15,095,990	16,340,785	その他の負債	436,156	211,539
国債	4,897,478	5,842,384	④債務保証	2,000	-
地方債	400,000	400,000	2. 共済事業負債	958,027	907,615
社債	9,798,511	10,098,401	①共済資金	615,964	560,207
④貸出金	33,953,622	33,934,779	②未経過共済付加収入	332,326	329,766
⑤その他の信用事業資産	1,176,700	1,118,460	③共済未払費用	7,493	13,786
未収収益	1,002,464	1,025,985	④その他の共済事業負債	2,242	3,854
その他の資産	174,236	92,475	3. 経済事業負債	446,190	527,779
⑥債務保証見返	2,000	-	①経済事業未払金	364,843	365,156
⑦貸倒引当金	△ 209,434	△ 173,937	②経済受託債務	66,845	131,819
2. 共済事業資産	1,706	9,622	③その他の経済事業負債	14,501	30,803
①その他の共済事業資産	1,706	9,622	4. 雑負債	407,600	341,919
3. 経済事業資産	2,700,424	2,686,939	①未払法人税等	30,990	19,342
①受取手形	3,931	2,210	②資産除去債務	31,596	31,649
②経済事業未収金	1,929,806	1,903,235	③その他の負債	345,013	290,926
③経済受託債権	34,560	13,637	5. 諸引当金	427,893	404,238
④棚卸資産	698,103	727,489	①賞与引当金	165,000	162,600
購買品	271,956	298,542	②退職給付引当金	249,907	222,541
貯蔵品	127,407	119,131	③役員退職慰労引当金	12,985	19,097
その他の棚卸資産	298,739	309,815	負債の部 合計	253,932,551	246,749,477
⑤その他の経済事業資産	36,812	41,938	(純資産の部)		
⑥貸倒引当金	△ 2,788	△ 1,572	1. 組合員資本	12,024,265	12,156,795
4. 雑資産	422,406	372,126	①出資金	2,688,864	2,685,332
5. 固定資産	3,427,591	3,322,159	②再評価積立金	816	816
①有形固定資産	3,268,848	3,164,076	③利益剰余金	9,364,236	9,485,442
建物	6,155,855	6,157,339	利益準備金	2,985,179	3,035,179
機械装置	2,118,641	2,146,108	その他利益剰余金	6,379,057	6,450,263
土地	1,211,054	1,205,037	経営基盤強化積立金	3,264,950	3,432,160
その他の有形固定資産	1,650,410	1,540,074	農業経営支援積立金	-	50,000
減価償却累計額	△ 7,867,114	△ 7,884,484	税効果調整積立金	146,662	141,168
②無形固定資産	158,743	158,083	特別積立金	2,152,437	2,152,437
6. 外部出資	11,388,746	11,394,126	当期未処分剰余金	815,006	674,497
系統出資	11,141,225	11,141,225	(うち当期剰余金)	(236,946)	(160,459)
系統外出資	242,621	248,001	④処分未済持分	△ 29,652	△ 14,796
子会社等出資	4,900	4,900	2. 評価・換算差額等	△ 66,044	△ 117,749
7. 繰延税金資産	109,713	103,277	①その他有価証券評価差額金	△ 66,044	△ 117,749
資産の部 合計	265,890,772	258,788,524	純資産の部 合計	11,958,221	12,039,046
			負債及び純資産の部 合計	265,890,772	258,788,524

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 令和 5年4月 1日から 令和 6年3月31日まで	令和6年度 令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで	科 目	令和5年度 令和 5年4月 1日から 令和 6年3月31日まで	令和6年度 令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで
1. 事業総利益	3,506,361	3,335,536	⑮利用事業収益	624,674	576,431
事業収益	8,086,814	8,296,389	⑯利用事業費用	410,568	415,661
事業費用	4,580,453	4,960,853	利用事業総利益	214,105	160,770
①信用事業収益	1,871,171	1,845,919	⑰作業受委託事業収益	472	409
資金運用収益	1,645,550	1,656,742	⑱作業受委託事業費用	—	—
(うち預金利息)	(922,104)	(952,713)	作業受委託事業総利益	472	409
(うち有価証券利息)	(117,949)	(136,967)	⑲葬祭事業収益	28,972	29,929
(うち貸出金利息)	(402,319)	(365,471)	⑳葬祭事業費用	2,415	2,447
(うちその他受入利息)	(203,177)	(201,589)	葬祭事業総利益	26,556	27,482
役務取引等収益	119,393	123,548	㉑簡易郵便局事業収益	4,096	—
その他事業直接収益	1,608	—	㉒簡易郵便局事業費用	2,936	—
その他経常収益	104,618	65,628	簡易郵便局事業総利益	1,160	—
②信用事業費用	297,484	412,022	㉓その他事業収益	29,335	29,642
資金調達費用	33,807	201,518	㉔その他事業費用	13,873	11,837
(うち貯金利息)	(31,162)	(196,743)	その他事業総利益	15,461	17,805
(うち給付補填金繰入)	(736)	(1,342)	㉕指導事業収入	8,321	10,559
(うち借入金利息)	(30)	(1,665)	㉖指導事業費用	28,461	32,863
(うちその他支払利息)	(1,877)	(1,767)	指導事業収支差額	△ 20,139	△ 22,304
役務取引等費用	22,230	22,764	2. 事業管理費	3,257,487	3,266,299
その他事業直接費用	1,365	—	①人件費	2,381,719	2,377,643
その他経常費用	240,082	187,738	②業務費	329,949	335,598
(うち貸倒引当金繰入額)	(23,882)	(—)	③諸税負担金	75,431	69,404
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 35,496)	④施設費	461,167	467,263
(うち貸出金償却)	(—)	365	⑤その他事業管理費	9,219	16,389
信用事業総利益	1,573,686	1,433,897	事業利益	248,874	69,236
③共済事業収益	920,735	934,634	3. 事業外収益	181,373	186,644
共済付加収入	869,098	850,932	①受取雑利息	746	575
その他の収益	51,637	83,702	②受取出資配当金	122,287	127,674
④共済事業費用	45,724	50,955	③賃貸料	44,136	44,161
共済推進費	19,116	25,126	④雑収入	14,202	14,233
共済保全費	12,264	11,124	4. 事業外費用	6,794	6,023
その他の費用	14,343	14,704	①寄付金	1,288	1,388
共済事業総利益	875,011	883,678	②雑損失	5,506	4,635
⑤購買事業収益	3,928,077	4,035,247	経常利益	423,452	249,857
購買品供給高	3,749,641	3,864,785	5. 特別利益	45,702	43,211
購買手数料	153,852	149,388	①固定資産処分益	5,971	1,054
その他の収益	24,583	21,072	②一般補助金	23,253	42,157
⑥購買事業費用	3,292,024	3,399,728	③共済金	16,478	—
購買品供給原価	3,059,078	3,161,189	6. 特別損失	148,167	81,102
購買品供給費	96,410	99,013	①固定資産処分損	66,000	6,520
その他の費用	136,535	139,525	②固定資産圧縮損	23,253	42,157
(うち貸倒引当金繰入額)	(618)	(—)	③減損損失	55,049	32,424
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 1,186)	④その他の特別損失	3,865	—
購買事業総利益	636,052	635,518	税引前当期利益	320,986	211,966
⑦販売事業収益	454,596	592,135	法人税・住民税及び事業税	54,971	45,071
販売品販売高	288,314	444,066	法人税等調整額	29,069	6,435
販売手数料	95,110	81,924	法人税等合計	84,040	51,506
その他の収益	71,170	66,144	当期剰余金	236,946	160,459
⑧販売事業費用	311,463	439,497	当期首繰越剰余金	493,934	475,753
販売品販売原価	248,569	361,471	経営基盤強化積立金取崩額	55,049	32,790
その他の費用	62,893	78,025	税効果調整積立金取崩額	29,076	5,493
販売事業総利益	143,132	152,638	当期末処分剰余金	815,006	674,497
⑨保管事業収益	10,390	9,549			
⑩保管事業費用	4,469	4,363			
保管事業総利益	5,921	5,186			
⑪哺育センター事業収益	136,403	156,884			
⑫哺育センター事業費用	105,792	122,555			
哺育センター事業総利益	30,611	34,328			
⑬堆肥センター事業収益	69,568	75,047			
⑭堆肥センター事業費用	65,240	68,921			
堆肥センター事業総利益	4,328	6,126			

キャッシュ・フロー計算書（間接法）

(単位：千円)

科 目	令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	320,986	211,966
減価償却費	229,572	215,436
減損損失	55,049	32,424
固定資産除却損	66,000	6,520
貸倒引当金の増減額	8,544	△ 36,712
賞与引当金の増減額	△ 7,700	△ 2,400
退職給付引当金の増減額	△ 63,887	△ 27,365
役員退職慰労引当金の増減額	△ 21,500	6,111
信用事業資金運用収益	△ 1,643,911	△ 1,654,405
信用事業資金調達費用	33,807	201,518
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 123,607	△ 129,470
有価証券関係損益	△ 1,882	△ 2,337
固定資産売却損益	△ 5,971	△ 1,054
信用事業活動による資産及び負債の増減		
貸出金の純増減	△ 207,792	△ 174,759
預金の純増減	7,600,000	9,000,000
貯金の純増減	△ 3,818,277	△ 6,956,488
信用事業借入金の純増減	△ 415	△ 421
その他の信用事業資産の純増減	△ 80,351	82,025
その他の信用事業負債の純増減	31,787	△ 33,609
共済事業活動による資産及び負債の増減		
共済資金の純増減	26,122	△ 55,757
未経過共済付加収入の純増減	△ 1,843	△ 2,560
その他の共済事業資産の純増減	△ 516	△ 7,915
その他の共済事業負債の純増減	1,068	7,904
経済事業活動による資産及び負債の増減		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	217,023	28,292
経済受託債権の純増減	△ 7,644	20,922
棚卸資産の純増減	△ 40,849	△ 29,386
支払手形及び経済事業未払金の純増減	27,465	312
経済受託債務の純増減	26,882	64,973
その他の経済事業資産の純増減	36,774	△ 3,107
その他の経済事業負債の純増減	△ 106	16,302
その他の資産及び負債の増減		
その他の資産の純増減	57,466	50,266
その他の負債の純増減	84,038	△ 82,344
未払消費税等の増減額	△ 12,539	25,326
信用事業資金運用による収入	1,675,200	1,632,619
信用事業資金調達による支出	△ 33,120	△ 142,311
小 計	4,425,875	2,260,517
雑利息及び出資配当金の受取額	123,011	127,465
法人税等の支払額	△ 72,917	△ 56,719
事業活動によるキャッシュ・フロー	4,475,969	2,331,263

科 目	令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,185,710	△ 1,494,191
有価証券の売却による収入	197,038	200,027
有価証券の償還による収入	599,928	—
補助金の受入れによる収入	23,253	42,157
固定資産の取得による支出	△ 450,444	△ 148,894
固定資産の売却による収入	△ 58,162	△ 41,158
外部出資による支出	△ 1,547,700	△ 5,380
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,421,797	△ 1,447,440
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	103,139	37,754
出資の払戻しによる支出	△ 69,157	△ 38,301
持分の取得による支出	△ 29,652	—
持分の譲渡による収入	15,483	14,856
出資配当金の支払額	△ 38,835	△ 39,253
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,022	△ 24,944
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	35,150	858,879
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,326,154	1,361,304
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,361,304	2,220,183

(1) 現金及び現金同等物の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
現金及び預金勘定	197,821,304	189,680,183
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	196,460,000	187,460,000
現金及び現金同等物	1,361,304	2,220,183

注記表

令和5年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1)満期保有目的の債券
移動平均法に基づく償却原価法により行っています。
- (2)その他の有価証券
時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。
また、その他の有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。

2. 外部出資の評価基準及び評価方法

当組合が保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。
ただし、生産資材及び生活資材の一部については売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、農機・自動車及び育成牛については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

4. 固定資産の減価償却方法

- (1)有形固定資産
法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
- (2)無形固定資産
法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。
また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき、定額法により償却しています。

5. 引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権、その他要注意先債権及び要管理先債権については、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定した金額を計上しています。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
- (2)賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。
- (3)退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により投分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しています。
- (4)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末未支給額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- (1)購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (2)販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (3)哺育センター事業
育成牛を哺育する過程で各種試験データ収集をし、肥育した畜産物を業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (4)堆肥センター事業
畜産物の排泄物を原料に、加工肥料を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5)利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6)指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。
また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

8. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

9. その他採用した重要な会計方針

- (1)事業別収益・費用の内部取引の処理方法
損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
また、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。
- (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産合計 146,662千円
繰延税金負債合計 36,949千円
貸借対照表に計上した繰延税金資産の純額 109,713千円
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、当期に作成した損益シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 55,049千円
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に理事会決定した中期経営計画等を基礎として算出しており、中期経営計画等以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額
①信用事業資産にかかる貸倒引当金 209,434千円
②経済事業資産にかかる貸倒引当金 2,788千円
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、計上しています。
貸倒引当金を計上するにあたっては、資産査定を実施し、当組合の貸出先または経済事業未回収取引先状況等に基づき債務者区分を行っています。
また、担保及び保証等により保全措置が講じられているものについては、担保等の処分可能見込額を算出しております。
これらの債務者区分または処分可能見込額の算出は、将来の不確実な経営環境の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、3,375,884千円です。その内訳は、次のとおりです。
建物 1,725,771千円 機械装置 1,418,255千円
構築物 202,379千円 その他 29,477千円

2. 担保に供した資産等

出納取扱金融機関事務取扱契約にかかる保証金として定期預金5,000千円、為替決済にかかる担保として定期預金3,000,000千円を差し入れております。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、 19,154千円です。
子会社等に対する金銭債務は、 31,454千円です。

4. 理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権はありません。
理事及び監事に対する金銭債務はありません。

5. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額並びにその合計額は次のとおりです。

(単位：千円)	
	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	284,296
危険債権	27,094
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	4,136
合 計	315,527

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。
イ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
ロ、「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）をいう。

ハ、「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものをいう。
ニ、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものをいう。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

- (1)子会社等との取引による収益総額 28,428千円
うち事業取引高 28,106千円
うち事業取引以外の取引高 322千円
- (2)子会社等との取引による費用総額 46,336千円
うち事業取引高 46,336千円
うち事業取引以外の取引高はありません。

2. 減損損失の内容

- (1) 資産をグルーピングした方法及び共用資産の概要
当組合は、管理会計の単位を基本に施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸資産）については各固定資産を最小単位としてグルーピングしております。
また、本店、カントリーエレベーター等の農業関係の共同利用施設については組合全体の共用資産とし、各地域アグリセンターについてはそれぞれ地域の共用資産としております。

- (2) 当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内訳

(単位：千円)				
場 所	用 途	種 類	減損損失	
阿木支店	中津川市阿木190	支 店	建 物	13,381
			構 築 物	19
恵那北部支店	恵那市笠置姫栗1344-4	支 店	建 物	723
			器具・備品	230
			土 地	2,180
蛭川支店	中津川市蛭川218-9	支 店	建 物	29,818
			構 築 物	77
			器具・備品	143
Aコープ福岡店	中津川市福岡927-11	事 業 所	建 物	355
中津川市坂下730-1		賃 貸	土 地	2,695
中津川市落合873		遊 休	建 物	3,926
			構 築 物	1,239
恵那市三郷町野井1987-3 他		遊 休	建 物	258
合 計				55,049

- (3) 減損損失を認識するに至った経緯
阿木支店、恵那北部支店、蛭川支店、Aコープ福岡店については、営業収支が2期連続の赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として認識しました。
中津川市坂下の土地については、賃貸資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達していないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として認識しました。
中津川市落合、恵那市三郷町の建物、構築物については、遊休状態で当面の使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として認識しました。
- (4) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を基礎とした指標により取り置き費用を控除して算定しております。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。
また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

- (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

- ①信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

- ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とわくわ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が733,735千円増加するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	196,929,346	196,878,248	△51,097
有 価 証 券	15,095,990	13,947,970	△1,148,020
満期保有目的の債券	14,569,310	13,421,290	△1,148,020
その 他 有 価 証 券	526,680	526,680	－
貸 出 金	33,953,622		
貸 倒 引 当 金	△209,434		
貸倒引当金控除後	33,744,187	33,837,797	93,609
資 産 小 計	247,769,524	244,664,016	△1,105,508
貯 金	251,228,915	251,057,338	△171,577
負 債 小 計	251,228,915	251,057,338	△171,577

- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

- ①預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
また、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に変わる金額として算定しています。
- ②有価証券
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。
- ③貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。
- ④貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金及び定期積金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれておりません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	11,388,746

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
預 金	196,929,346	－	－	－	－	－	
有価証券	満期保有目的の債券 その他の償還期が5年以内のもの	200,000	200,000	－	200,000	14,000,000	
	－	－	－	－	－	600,000	
貸 出 金	3,780,809	2,529,933	2,329,659	2,111,863	1,811,963	21,132,266	
合 計	200,910,155	2,729,933	2,329,659	2,111,863	2,011,963	35,732,266	

- ・貸出金のうち、当座貸越 978,477千円については「1年以内」に含めています。
・貸出金のうち、三カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 257,125千円は償還の予定が見込めないため含めていません。

- (5) 貯金の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯 金	232,526,637	6,800,966	6,659,187	1,013,944	1,228,179

- ・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価等

- (1) 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,095,896	2,161,010	65,113
	社 債	400,000	402,180	2,180
	小 計	2,495,896	2,563,190	67,293
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	2,274,902	2,066,760	△208,142
	地 方 債	400,000	375,340	△24,660
	社 債	9,398,511	8,416,000	△982,511
	小 計	12,073,414	10,858,100	△1,215,314
合 計		14,569,310	13,421,290	△1,148,020

- (2) その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	592,724	526,680	△66,044
	小 計	592,724	526,680	△66,044
合 計		592,724	526,680	△66,044

2. 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3. 売却したその他の有価証券

(単位：千円)			
種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	197,038	1,608	1,365
合 計	197,038	1,608	1,365

4. 保有目的の区分を変更した有価証券

該当はありません。

Ⅶ 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容等

(1)採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会、りそな銀行、三井住友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,760,083千円
勤務費用	109,524
利息費用	16,284
数理計算上の差異の当期発生額	689
退職給付の支払額	<u>△ 408,571</u>
期末における退職給付債務	2,478,010

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,317,926千円
期待運用収益	33,569
数理計算上の差異の当期発生額	44,696
確定給付企業年金制度への拠出金	83,852
特定退職金共済制度への拠出金	8,080
退職給付の支払額	<u>△ 371,387</u>
期末における年金資産	2,116,737

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,478,010千円
確定給付企業年金制度（全共連）	△898,076
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	△620,947
確定給付企業年金制度（三井住友信託銀行）	△461,540
特定退職金共済制度	<u>△136,171</u>
未積立退職給付債務	361,273
未認識数理計算上の差異	<u>△ 111,365</u>
貸借対照表計上額純額	<u>249,907</u>
退職給付引当金	249,907

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	109,524千円
利息費用	16,284
期待運用収益	△33,569
数理計算上の差異の損益処理額	△27,010
出向者負担金受入額	<u>△557</u>
小計	<u>64,672</u>
退職給付費用	64,672

(6)年金資産の主な内訳

①確定給付企業年金制度（全共連）	100%
一般勘定	
債券	44%
株式	0%
その他	<u>56%</u>
合計	100%
②確定給付企業年金制度（りそな銀行）	
債券	41%
株式	26%
その他	<u>33%</u>
合計	100%

④特定退職金共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	4%
その他	<u>5%</u>
合計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

①割引率	0.59%
②長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度（全共連）	1.50%
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	1.50%
確定給付企業年金制度（三井住友信託銀行）	1.50%
特定退職金共済制度	0.71%
③数理計算上の差異の処理年数	10年

2. 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,839千円を含めて計上しています。

また、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は238,689千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,874千円
退職給付引当金	69,124
賞与引当金	45,639
固定資産の減損額	161,147
その他有価証券評価差額	18,267
資産除去債務	9,739
その他	<u>28,655</u>
（小計）	<u>337,448</u>
評価性引当額	<u>△190,785</u>
繰延税金資産合計	146,662
繰延税金負債	
除去費用資産計上額	△102
適格合併に伴うみなし配当	<u>△36,847</u>
繰延税金負債合計	<u>△36,949</u>
繰延税金資産の純額	109,713

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.32
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△ 5.27</u>
住民税均等割等	1.28
評価性引当額の増減	1.92
その他	<u>△ 0.73</u>
差異計	<u>△ 1.48</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.18%

Ⅸ 収益認識に関する注記

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和6年度

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1)満期保有目的の債券
移動平均法に基づく償却原価法により行っています。

(2)その他の有価証券

時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。

また、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。

2. 外部出資の評価基準及び評価方法

当組合が保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

ただし、生産資材及び生活資材の一部については売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、農機・自動車及び育成牛については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

4. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産

法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2)無形固定資産

法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。

また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき、定額法により償却しています。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権、その他要注意先債権及び要管理先債権については、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

(2)賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。

(3)退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により投分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しています。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2)販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3)哺育センター事業

育成牛を肥育する過程で各種試験データ収集をし、肥育した畜産物を業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(4)堆肥センター事業

畜産物の排泄物を原料に、加工肥料を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- (5)利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っており、この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6)指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。
また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

8. 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

9. その他採用した重要な会計方針
(1)事業別収益・費用の内部取引の処理方法
損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
また、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。
- (2)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性
(1)当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産合計 141,193千円
繰延税金負債合計 37,891千円
貸借対照表に計上した繰延税金資産の純額 103,277千円
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、当期に作成した損益シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 32,424千円
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に理事会決定した中期経営計画等を基礎として算出しており、中期経営計画等以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額
①信用事業資産にかかる貸倒引当金 173,937千円
②経済事業資産にかかる貸倒引当金 1,572千円
- (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
貸倒引当金は、予め定められている資産査定要綱、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、計上しています。
貸倒引当金を計上するにあたっては、資産査定を実施し、当組合の貸出先または経済事業未収取引先の状況等に基づき債務者区分を行います。
また、担保及び保証等により保全措置が講じられているものについては、担保等の処分可能見込額を算出しております。
これらの債務者区分または処分可能見込額の算出は、将来の不確実な経営環境の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額
固定資産の圧縮記帳額は、3,369,721千円です。その内訳は、次のとおりです。
建物 1,732,420千円 機械装置 1,422,246千円
構築物 185,081千円 その他 29,973千円
2. 担保に供した資産等
出納取扱金融機関事務取扱契約にかかる保証金として定期預金5,000千円、為替決済にかかる担保として定期預金3,000,000千円を差し入れております。
3. 子会社等に対する金銭債権・債務
子会社等に対する金銭債権は、 14,745千円です。
子会社等に対する金銭債務は、 39,978千円です。
4. 理事及び監事に対する金銭債権・債務
理事及び監事に対する金銭債権はありません。
理事及び監事に対する金銭債務はありません。
5. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の合計額
債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額並びにその合計額は次のとおりです。

		金 額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		236,202	
危険債権		22,884	
三月以上延滞債権		-	
貸出条件緩和債権		2,040	
合 計		261,127	

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。
イ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

- ロ、「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）をいう。
- ハ、「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものをいう。
- ニ、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものをいう。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引の総額
(1)子会社等との取引による収益総額 35,397千円
うち事業取引高 35,054千円
うち事業取引以外の取引高 322千円
- (2)子会社等との取引による費用総額 55,855千円
うち事業取引高 55,855千円
うち事業取引以外の取引高はありません。
2. 減損損失の内容
(1)資産をグループ化した方法及び共用資産の概要
当組合は、管理会計の単位を基本に施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産を最小単位としてグループ化しております。
また、本店、カントリーエレベーター等の農業関係の共同利用施設については組合全体の共用資産とし、各地域アグリセンターについてはそれぞれ地域の共用資産としております。
- (2)当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内訳

				(単位：千円)	
場 所	用 途	種 類	減損損失		
阿木支店	中津川市阿木190	土 地	5,361		
		建 物	3,114		
恵那北部支店	恵那市笠置原1344-4	土 地	43		
		建 物	139		
恵那西支店	恵那市武町竹折1087-1	建 物	15,376		
		器具・備品	0		
蛭川支店	中津川市蛭川2318-9	土 地	370		
		建 物	0		
Aコープ福岡店	中津川市福岡927-11	事 業 所 建 物	7,612		
恵那市上矢作町下字久呂瀨737-2		遊 休 土 地	106		
中津川市下野285		遊 休 建 物	299		
合 計			32,424		

- (3)減損損失を認識するに至った経緯
阿木支店、恵那北部支店、恵那西支店、蛭川支店、Aコープ福岡店については、営業収支が2期連続の赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。
恵那市上矢作町の土地については、遊休状態で当面の使用見込みがなく、かつ、土地の市場価格が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。
中津川市下野の建物については、令和7年度に取り壊すことが決定しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。
- (4)回収可能価額の算定方法
回収可能価額は床売却価額を採用しており、その価額は固定資産税評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除して算定しております。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余剰金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってたらされる信用リスクにさらされています。
また、有価証券は債券のみであり、満期保有目的及びその他有価証券を保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。
- (3)金融商品にかかるリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理、回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- ②市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定した方針などに基づき有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

- 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度での金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,004,450千円増加するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

- 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	188,714,180	188,502,288	△211,892
有 価 証 券	16,340,785	14,123,380	△2,217,405
満期保有目的の債券	15,767,825	13,550,420	2,217,405
その他の有価証券	572,960	572,960	—
貸 出 金	33,934,779		
貸 倒 引 当 金	173,937		
貸倒引当金控除後	33,760,841	33,345,960	414,881
資 産 小 計	238,815,808	235,971,628	△2,844,180
貯 金	244,272,427	243,622,095	△650,332
負 債 小 計	244,272,427	243,622,095	△650,332

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に変換する金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金及び定期積金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)		貸借対照表計上額
外 部 出 資		11,394,126

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	188,714,180	—	—	—	—	—
有価証券	200,000	100,000	—	200,000	800,000	14,500,000
貸 出 金	4,202,066	2,527,433	2,320,073	2,007,226	1,685,559	21,000,468
合 計	193,116,247	2,627,433	2,320,073	2,207,226	2,485,559	36,200,468

- ・貸出金のうち、当座貸越 869,913 千円については「1年以内」に含めています。
- ・貸出金のうち、三カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 191,951 千円は償還の予定が見込めないため含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯 金	218,685,108	9,145,186	13,181,060	1,155,234	2,105,838

- ・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価等

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	301,245	302,220	974
	小 計	301,245	302,220	974
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	4,968,178	4,476,460	491,718
	地 方 債	400,000	344,490	55,510
	社 債	10,098,401	8,427,250	△1,671,151
	小 計	15,466,580	13,248,200	△2,218,380
合 計		15,767,825	13,550,420	2,217,405

(2) その他の有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	97,565	97,570	4
	小 計	97,565	97,570	4
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	593,143	475,390	△117,753
	小 計	593,143	475,390	△117,753
合 計		690,709	572,960	117,749

また、評価差額△66,044千円を、その他の有価証券評価差額金に計上しています。

2. 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3. 売却したその他の有価証券

該当はありません。

4. 保有目的区分を変更した有価証券

該当はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容等

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会、りそな銀行、三井住友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,478,010千円
勤務費用	103,975
利息費用	14,620
数理計算上の差異の当期発生額	10,188
退職給付の支払額	△ 270,556
期末における退職給付債務	2,336,239

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,116,737千円
期待運用収益	30,750
数理計算上の差異の当期発生額	△39,953
確定給付企業年金制度への拠出金	81,783
特定退職金共済制度への拠出金	7,631
退職給付の支払額	△ 245,838
期末における年金資産	1,951,110

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,336,239千円
確定給付企業年金制度（全共連）	△833,589
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	△564,038
確定給付企業年金制度（三井住友信託銀行）	△425,698
特定退職金共済制度	△127,784
未積立退職給付債務	385,128
未認識数理計算上の差異	△ 162,586
貸借対照表計上額純額	222,541
退職給付引当金	222,541

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	103,975千円
利息費用	14,620
期待運用収益	△30,750
数理計算上の差異の損益処理額	△1,078
出向者負担金受入額	△251
小計	88,515
退職給付費用	86,515

(6) 年金資産の主な内訳

① 確定給付企業年金制度（全共連）	
一般勘定	100%
② 確定給付企業年金制度（りそな銀行）	
債券	43%
株式	0%
その他	57%
合計	100%
③ 確定給付企業年金制度（三井住友信託銀行）	
債券	41%
株式	24%
その他	35%
合計	100%
④ 特定退職金共済制度	
債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

① 割引率	0.59%
② 長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度（全共連）	1.50%
確定給付企業年金制度（りそな銀行）	1.50%
確定給付企業年金制度（三井住友信託銀行）	1.50%
特定退職金共済制度	0.97%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年

2. 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 29,787千円を含めて計上しています。

また、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は217,724千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,883千円
退職給付引当金	63,056
貸与引当金	44,975
固定資産の減損額	169,645
その他の有価証券評価差額	33,405
資産除去債務	8,978
その他	29,582
（小 計）	354,527
評価性引当額	△213,358
繰延税金資産合計	141,168
繰延税金負債	
除去費用資産計上額	△97
適格合併に伴うみなし配当	△37,793
繰延税金負債合計	△37,891
繰延税金資産の純額	103,277

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
（調整）	
文庫費等永久に損金に算入されない項目	2.28
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 8.33
住民税均等割等	1.93
評価性引当額の増減	1.38
税率変更による影響	0.47
その他	△ 1.10
差異計	△ 3.36
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.30%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
- 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,003千円増加し、法人税等調整額は1,003千円減少しております。
- IX 収益認識に関する注記
- 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書

（単位：円）

科 目		令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金		815,006,804	674,497,191
剰 余 金 処 分 額		339,253,549	189,597,228
利 益 準 備 金		50,000,000	40,000,000
任 意 積 立 金		250,000,000	110,000,000
（ 経 営 基 盤 強 化 積 立 金 ）		(200,000,000)	(100,000,000)
（ 農 業 経 営 支 援 積 立 金 ）		(50,000,000)	(10,000,000)
（ 税 効 果 調 整 積 立 金 ）		(－)	(－)
出 資 配 当 金		39,253,549	39,597,228
次 期 繰 越 剰 余 金		475,753,255	484,899,963

（注）1. 出資配当は、次のとおりです
令和5年度 1.5 % 令和6年度 1.5 %

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩し基準等は次のとおりです。

（単位：円）

種 類	目的および取崩し基準	積立目標額	当期積立額
			積立累計額
経営基盤強化積立金	貸出金等不良債権の処理、固定資産の減損会計、有価証券の価格下落、会計等法制度の変更に伴う費用の発生等、金融経済環境の急激な変化及びその他不測の損失発生へのてん補に備え、組合経営の健全な発展を図ることを目的として積立を行い、次の事象が発生した事業年度において、必要額を取り崩すことができる。 ①債権を償却（貸倒引当金繰入含む）することにより多額の費用が発生した場合、その費用相当額 ②減損会計等の適用により多額の費用が発生した場合、その費用相当額 ③不稼働資産等処分 不稼働資産計上等上記①②以外の資産について処分損が発生、またはその価値の毀損により全額回収が危ぶまれる場合に評価損を計上する場合、その費用相当額 ④会計等法制度の変更ににより多額の費用等が発生した場合、その相当額 ⑤その他不測の損失等が発生した場合、その費用相当額	次の金額の合計額を限度額として積み立てる ①貸倒引当金繰入対象債権の期末残高の10%に相当する額 ②有形固定資産（償却累計額控除後）の期末帳簿残高の20%に相当する額	100,000,000
			3,532,160,010
農業経営支援積立金※	自然災害等により農業施設等に大規模な損失が発生した場合や、農畜産物の販売価格の大幅な下落や生産資材価格の急激な高騰により、農業経営を圧迫するような状況に陥った場合に農業者を支援するための積立を行い、該当する費用が発生した場合に相当額を取り崩す。	5 億円	10,000,000
			60,000,000
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産（法人税等の前払い部分）について回収時まで剰余金処分を留保するために毎期積立を行う。ただし、繰延税金負債及び有価証券の評価差額にかかる繰延税金資産に対応する額を除く。繰延税金資産が回収または回収不能と判断した年度において回収相当額を取り崩す。	繰延税金資産相当額	－
			141,168,857

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
令和5年度 12,000 千円 令和6年度 9,000 千円

部門別損益計算書

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,086,814	1,871,171	920,735	2,765,491	2,523,325	6,090	
事業費用 ②	4,580,453	297,484	45,724	2,165,793	2,056,179	15,270	
事業総利益 (①－②) ③	3,506,361	1,573,686	875,011	599,698	467,145	△ 9,180	
事業管理費 ④	3,257,487	1,191,607	694,718	765,442	481,118	124,600	
（うち人件費 ⑤'）	2,381,719	825,994	571,498	508,102	380,344	95,779	
（うち減価償却費 ⑤）	229,572	58,312	24,727	129,202	15,212	2,118	
※うち共通管理費 ⑥		197,607	93,961	120,417	71,318	11,744	△ 495,050
（うち人件費 ⑦'）		84,537	40,197	51,515	30,510	5,024	△ 211,786
（うち減価償却費 ⑦）		9,802	4,660	5,973	3,537	582	△ 24,556
事業利益 (③－④) ⑧	248,874	382,078	180,292	△ 165,744	△ 13,972	△ 133,781	
事業外収益 ⑨	181,373	98,043	49,478	17,851	14,596	1,401	
※うち共通 ⑩		23,585	11,214	14,372	8,512	1,401	△ 59,086
事業外費用 ⑪	6,794	2,454	1,167	2,140	885	145	
※うち共通 ⑫		2,454	1,167	1,495	885	145	△ 6,149
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	423,452	477,667	228,604	△ 150,033	△ 261	△ 132,525	
特別利益 ⑭	45,702	8,661	4,118	29,282	3,125	514	
※うち共通 ⑮		8,661	4,118	5,277	3,125	514	△ 21,697
特別損失 ⑯	148,167	71,156	46,494	27,543	2,684	288	
※うち共通 ⑰		4,859	2,310	2,961	1,753	288	△ 12,174
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	320,986	415,172	186,228	△ 148,294	179	△ 132,299	
営農指導事業分配賦額 ⑲		－	－	132,299	－	△ 132,299	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	320,986	415,172	186,228	△ 280,593	179		

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,296,389	1,845,919	934,634	2,952,921	2,556,377	6,536	
事業費用 ②	4,960,853	412,022	50,955	2,410,199	2,070,162	17,512	
事業総利益 (①－②) ③	3,335,536	1,433,897	883,678	542,721	486,215	△ 10,975	
事業管理費 ④	3,266,299	1,198,878	672,499	772,375	491,441	131,105	
（うち人件費 ⑤'）	2,377,643	799,020	558,526	527,164	389,145	103,786	
（うち減価償却費 ⑤）	215,436	53,389	21,538	122,973	15,464	2,071	
※うち共通管理費 ⑥		193,425	90,865	113,671	71,808	11,331	△ 481,101
（うち人件費 ⑦'）		87,861	41,274	51,634	32,618	5,147	△ 218,535
（うち減価償却費 ⑦）		7,945	3,732	4,669	2,949	465	△ 19,761
事業利益 (③－④) ⑧	69,236	235,018	211,179	△ 229,653	△ 5,225	△ 142,081	
事業外収益 ⑨	186,644	99,328	49,401	19,710	16,815	1,388	
※うち共通 ⑩		23,708	11,137	13,933	8,801	1,388	△ 58,969
事業外費用 ⑪	6,023	2,162	1,015	1,915	802	126	
※うち共通 ⑫		2,162	1,015	1,270	802	126	△ 5,378
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	249,857	332,184	259,565	△ 211,859	10,786	△ 140,819	
特別利益 ⑭	43,211	423	199	32,722	9,841	24	
※うち共通 ⑮		423	199	249	157	24	△ 1,054
特別損失 ⑯	81,102	16,602	10,246	36,528	17,664	60	
※うち共通 ⑰		1,030	484	605	382	60	△ 2,563
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	211,966	316,005	249,517	△ 215,666	2,963	△ 140,854	
営農指導事業分配賦額 ⑲		－	－	140,854	－	△ 140,854	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	211,966	316,005	249,517	△ 356,520	2,963		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計	
共通管理費等	令和5年度	39.92%	18.98%	24.32%	14.41%	2.37%	100.00%
	令和6年度	40.20%	18.98%	23.63%	14.93%	2.36%	100.00%
営農指導事業	令和5年度	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%		100.00%
	令和6年度	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%		100.00%

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月23日

東美濃農業協同組合

代表理事組合長

荻野 修三

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【経営資料】 損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	10,050	8,304	8,213	8,086	8,296
信用事業収益	1,883	1,877	1,792	1,871	1,845
共済事業収益	1,106	1,039	949	920	934
農業関連事業収益	4,137	2,706	2,848	2,765	2,952
生活その他事業	2,914	2,674	2,614	2,523	2,556
営農指導事業	9	7	8	6	6
経常利益	520	394	383	423	249
当期剰余金	403	249	227	236	160
出資金	2,607	2,652	2,639	2,688	2,685
(出資口数)	(2,607,048)	(2,652,024)	(2,639,642)	(2,688,864)	(2,685,332)
純資産額	11,355	11,601	11,756	11,958	12,039
総資産額	257,713	265,207	269,361	265,890	258,788
貯金等残高	243,257	250,716	255,047	251,228	244,272
貸出金残高	34,163	33,093	33,657	33,953	33,934
有価証券残高	10,095	11,267	12,736	15,095	16,340
剰余金配当金額	38	38	38	39	39
出資配当額	38	38	38	39	39
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数（人）	336	329	313	290	286
単体自己資本比率（％）	12.60	12.56	12.58	12.63	13.73

(注1) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

(注2) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

(注3) 信託業務の取り扱いはありません。

(注4) 「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、％)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	1,611	1,455	△ 156
役務取引等収支	97	100	3
その他信用事業収支	△ 135	△ 122	13
信用事業粗利益	1,573	1,433	△ 139
(信用事業粗利益率)	(0.61)	(0.56)	(△ 0.05)
事業粗利益	3,830	3,646	△ 183
(事業粗利益率)	(1.41)	(1.34)	(△ 0.06)
事業純益	570	380	△ 190
実質事業純益	573	380	△ 192
コア事業純益	572	380	△ 192
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	572	380	△ 192

$$\text{信用事業粗利益率（％）} = \frac{\text{信用事業粗利益}}{\text{信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

$$\text{事業粗利益率（％）} = \frac{\text{事業粗利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	252,566	1,645	0.65	251,373	1,656	0.65
うち預金	203,186	1,125	0.55	201,939	1,154	0.57
うち有価証券	14,320	117	0.82	15,893	136	0.86
うち貸出金	35,059	402	1.14	33,539	365	1.08
資金調達勘定	256,368	31	0.01	256,470	199	0.07
うち貯金・定期積金	256,365	31	0.01	256,044	198	0.07
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	3	0	0.92	426	1	0.39
経費率						
総資金利ざや						

(注) 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

経費率 (%)

=

信用部門の事業管理費

資金調達勘定 (貯金・定期積金+借入金) 平均残高

× 100

総資金利ざや (%)

=

資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	1	11
うち預金	△ 16	29
うち有価証券	27	19
うち貸出金	△ 9	△ 36
支払利息	4	167
うち貯金・定期積金	5	166
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	0	1
うちその他支払利息	0	0
差 引	△ 2	△ 156

(注1) 増減額は、前年度対比です。
(注2) 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

【経営資料】 事業の概況

信用事業 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
流動性貯金	121,313	(47.3)	124,524	(48.6)	3,210
うち当座貯金	694	(0.5)	681	(0.5)	△ 12
うち普通貯金	120,068	(98.9)	123,266	(98.9)	3,197
うち貯蓄貯金	550	(0.4)	576	(0.4)	26
うち通知貯金	—	(—)	—	(—)	—
定期性貯金	134,975	(52.6)	131,441	(51.3)	△ 3,533
うち定期貯金	131,913	(97.7)	128,567	(97.8)	△ 3,345
うち定期積金	3,061	(2.2)	2,874	(2.1)	△ 187
その他の貯金	75	(0.0)	77	(0.0)	1
計	256,365	(100.0)	256,044	(100.0)	△ 320
譲渡性貯金	—	(—)	—	(—)	—
合 計	256,365	(100.0)	256,044	(100.0)	△ 320

(注) () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
定期貯金	126,128	(100.0)	116,427	(100.0)	△ 9,701
うち固定金利定期	126,120	(99.9)	116,415	(99.9)	△ 9,705
うち変動金利定期	8	(0.0)	12	(0.0)	4

(注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3) () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
手形貸付	24		18		△ 5
証書貸付	30,259		30,169		△ 90
当座貸越	948		851		△ 97
割引手形	—		—		—
金融機関貸付	3,827		2,500		△ 1,327
合 計	35,059		33,539		△ 1,519

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
固定金利貸出	24,788	(73.0)	23,828	(70.2)	△ 960
変動金利貸出	7,956	(23.4)	9,048	(26.6)	1,091
その他	1,208	(3.5)	1,057	(3.1)	△ 150
合 計	33,953	(100.0)	33,934	(100.0)	△ 18

(注1) 特約期間付変動金利型貸付について、特約期間中は「固定金利貸出」に、特約期間終了後は「変動金利貸出」に含めます。

(注2) その他は、当座貸越、無利息等、固定・変動の区分がないものです。

(注3) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
担 保	貯金・定期積金	1,256	1,095		△ 160
	共済返戻金	119	87		△ 32
	有価証券	—	—		—
	動産	—	—		—
	不動産	1,125	1,125		0
	その他の担保	—	—		—
小 計		2,500	2,307		△ 193
保 証	農業信用基金協会保証	10,663	10,937		274
	個人保証	179	157		△ 22
	その他の保証	13,400	12,973		△ 426
	小 計	24,243	24,068		△ 174
信用		7,209	7,558		349
合 計		33,953	33,934		△ 18

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
貯金・定期積金	2		—		△ 2
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	—		—		—
その他の担保	—		—		—
小 計	2		—		△ 2
信用	—		—		—
合 計	2		—		△ 2

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
設備資金	6,119	(18.0)	6,366	(18.7)	246
運転資金	2,912	(8.5)	2,772	(8.1)	△ 138
営農関連資金	28	(0.0)	32	(0.0)	4
生活関連資金	24,309	(71.5)	24,216	(71.3)	△ 94
その他	582	(1.7)	546	(1.6)	△ 36
合 計	33,953	(100.0)	33,934	(100.0)	△ 18

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度		増 減
農業	1,057	(3.1)	942	(2.7)	△ 114
林業	272	(0.8)	302	(0.8)	29
水産業	9	(0.0)	6	(0.0)	△ 3
製造業	8,301	(24.4)	9,553	(28.1)	1,252
鉱業	53	(0.1)	39	(0.1)	△ 13
建設業	2,660	(7.8)	3,004	(8.8)	344
不動産業	209	(0.6)	335	(0.9)	126
電気・ガス・熱供給・水道業	495	(1.4)	523	(1.5)	28
運輸・通信業	1,092	(3.2)	1,223	(3.6)	131
卸売・小売業・飲食店	1,209	(3.5)	1,459	(4.3)	250
サービス業	4,473	(13.1)	5,464	(16.1)	990
金融・保険業	2,853	(8.4)	2,873	(8.4)	19
地方公共団体	4,698	(13.8)	4,414	(13.0)	△ 284
その他	6,567	(19.3)	3,791	(11.1)	△ 2,775
合 計	33,953	(100.0)	33,934	(100.0)	△ 18

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高（営農類型別）

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
農 業	690		632	
穀作	225		206	
野菜・園芸	171		128	
果樹・樹園農業	35		26	
工芸作物	—		—	
養豚・肉牛・酪農	114		113	
養鶏・養卵	1		—	
養蚕	—		—	
その他農業	140		157	
農業関連団体等	—		—	
合 計	690		632	

(注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

(注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(注3) 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

主要な農業関係の貸出金残高（資金種類別・貸出金）

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
プロパー資金	662		599	
農業制度資金	28		32	
うち農業近代化資金	—		—	
うちその他制度資金	28		32	
合 計	690		632	

(注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

(注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)などが該当します。

主要な農業関係の貸出金残高（資金種類別・受託貸付金）
該当する取引はありません。

貸出金等に関する指標

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（単位：百万円）

債権区分		令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額		284	236	△ 48
危険債権額		27	22	△ 4
要管理債権額	三月以上延滞債権額	－	－	－
	貸出条件緩和債権額	4	2	△ 2
小 計 (A)		315	261	△ 54
うち担保・保証付債権額 (B)		107	85	△ 22
担保・保証控除後債権額 (C)		207	175	△ 32
個別計上貸倒引当金残高 (D)		201	170	△ 30
一般計上貸倒引当金残高		8	2	△ 5
正常債権額 (F)		33,773	33,754	△ 18
債権額合計 (G) = (A) + (F)		34,088	34,015	△ 73

- (注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- (注2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- (注3) 要管理債権とは、(注4)「三月以上延滞債権」と(注5)「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- (注4) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- (注5) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- (注6) 担保・保証付債権額とは、農協法に基づく開示債権のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
- (注7) 個別計上貸倒引当金残高とは、農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
- (注8) 担保・保証控除後債権額とは、農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。
- (注9) 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	9	－	7	9	9	3	－	9	6
うち信用	6	8	－	6	8	8	2	－	8	2
うちその他	0	1	－	0	1	1	0	－	1	0
個別貸倒引当金	196	202	15	180	202	202	172	0	202	172
うち信用	195	201	15	179	201	201	170	－	201	170
うちその他	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1
合 計	203	212	15	187	212	212	175	0	212	175

貸出金償却の額（単位：百万円）

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	15	0

(注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	95	427	101	435
	金額	56,792	98,351	64,381	107,505
代金取立為替	件数	0	0	0	－
	金額	－	9	－	－
雑為替	件数	18	18	16	16
	金額	22,712	22,915	23,150	23,172
合 計	件数	114	445	117	451
	金額	79,505	121,276	87,532	130,678

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和5年度	増 減
国債	4,732	5,492	759
地方債	400	400	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	9,188	10,001	813
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	14,320	15,893	1,572

商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高 (単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めないもの	合計
令和5年度								
国債	200	200	—	—	399	4,098	—	4,897
地方債	—	—	—	—	—	400	—	400
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	200	602	1,000	7,996	—	9,798
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国債	200	99	299	—	1,496	3,746	—	5,842
地方債	—	—	—	—	—	400	—	400
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	700	300	1,200	7,896	—	10,098
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報等

有価証券の時価情報
[売買目的有価証券]
該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券] (単位：百万円)

種 類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	2,095	2,161	65	301	302	0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	400	402	2	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計		2,495	2,563	67	301	302	0
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	2,274	2,066	△ 208	4,968	4,476	△ 491
	地方債	400	375	△ 24	400	344	△ 55
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	9,398	8,416	△ 982	10,098	8,427	△ 1,671
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計		12,073	10,858	△ 1,215	15,466	13,248	△ 2,218
合 計		14,569	13,421	△ 1,148	14,767	13,550	△ 2,217

【その他有価証券】

(単位：百万円)

種 類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	97	97	0
	国債	—	—	—	97	97	0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	97	97	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	592	526	△ 66	593	475	△ 117
	国債	592	526	△ 66	593	475	△ 117
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	592	526	△ 66	593	475	△ 117
合 計		592	526	△ 66	690	572	△ 117

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済取扱実績

長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	19,592	140,978,257	19,351	129,428,150
	定期生命共済	842	6,355,500	971	7,487,310
	養老生命共済	6,334	28,298,415	5,778	24,181,627
	うちこども共済	4,399	14,389,425	4,206	13,037,925
	医療共済	14,181	3,320,550	14,151	2,951,850
	がん共済	2,848	396,500	2,938	376,500
	定期医療共済	641	1,783,300	574	1,612,200
	介護共済	2,915	3,859,422	2,961	4,049,545
	認知症共済	108		152	
	生活障害共済	1,540		1,725	
	特定重度疾病共済	1,000		1,176	
	年金共済	13,229	334,000	12,941	289,000
	建物系 建物更生共済	24,857	317,726,352	24,079	309,348,163
合 計		88,087	503,052,297	86,797	479,724,346

(注) 「種類欄」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済			59,825		51,887
		14,181	673,001	14,151	865,930
がん共済		2,848	16,235	2,938	16,650
定期医療共済		641	3,153	574	2,815
合 計			79,213		71,352
		17,670	673,001	17,663	865,930

(注) 金額は、年度末の共済金額(医療共済上段は入院共済金額、下段は治療共済金額、がん共済及び定期医療共済は入院共済金額)です。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	2,915	6,412,724	2,961	6,664,918
認知症共済	108	162,300	152	207,400
生活障害共済（一時金型）	787	4,294,400	904	5,040,400
生活障害共済（定期年金型）	753	614,760	821	669,200
特定重度疾病共済	1,000	848,300	1,176	996,300

(注) 「種類欄」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	8,862	3,738,847	8,499	3,542,602
年金開始後	4,367	1,422,000	4,442	1,493,891
合 計	13,229	5,160,848	12,941	5,036,494

(注) 金額は、年金金額を記載しています。

短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,469	40,642,240	39,384	3,462	40,760,870	39,642
自動車共済	16,067		784,816	16,094		787,524
傷害共済	11,398	37,627,000	36,507	12,655	42,457,520	34,724
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	307		1,745	324		1,997
自賠責共済	5,096		87,151	5,174		88,099
合 計	36,337		949,605	37,709		951,988

(注1) 「種類欄」は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

農業関連事業取扱実績

買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
飼料	1,081	1,072
肥料	392	392
農薬	230	229
保温資材	13	14
包装資材	10	9
農業機械	601	652
購買家畜	522	815
その他	183	187
合 計	3,035	3,375

(注) 受託購買はありません。

受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
米	414	415
種籾	76	77
麦	0	2
大豆	0	0
トマト・なす	756	709
栗	135	127
茶	4	2
その他農産物	206	143
畜産物	3,373	3,417
合 計	4,967	4,895

買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
米	288	414
水田活用米穀	－	29

保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	保管料	8
	荷役料	－
	その他の収益	1
	計	9
費 用	保管材料費	－
	保管労務費	－
	その他の費用	4
	計	4

その他取扱実績

(単位：百万円、取扱数量は各単位)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高
哺育センター事業	219(頭)	136	198(頭)	156
堆肥センター事業	19,828(m)	69	19,970(m)	75
加工事業	－(t)	－	－(t)	－
利用事業		624		576
作業受委託事業	91(ha)	15	89(ha)	16

生活その他事業取扱実績

買取購買品(生活資材)取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
石油類	1,366	1,317
自動車	218	270
米	64	118
食料品	603	579
電化製品	9	6
耐久資材	101	119
衣料品	7	5
保健用品	1	1
日用品	183	192
ＬＰガス	206	205
その他	42	39
合 計	2,806	2,857

(注) 受託購買はありません。

その他取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
葬祭事業	468	489
簡易郵便局事業	4	－
介護保険事業	－	－

指導事業

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 入	賦課金	－
	指導事業補助金	4
	実費収入	6
	計	10
支 出	経営改善費	17
	生活改善費	5
	教育情報費	10
	計	32

【経営資料】 経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.15	0.09	△ 0.06
資本経常利益率	3.58	2.07	△ 1.50
総資産当期純利益率	0.08	0.05	△ 0.02
資本当期純利益率	2.00	1.33	△ 0.67

○総資産利益率

総資産に対する利益（経常利益または当期純利益）の割合であり、値が高いほど資金運用の効率と収益性が高いことを意味します。

$$\text{総資産経常利益率（\%）} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率（\%）} = \frac{\text{当期剰余金（税引後）}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

○資本利益率

利益（経常利益または当期純利益）と資本の割合で、1単位の資本でいくらの利益をあげることができるかということを意味し、値が高いほど収益性が高いことを意味します。

$$\text{資本経常利益率（\%）} = \frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資本当期純利益率（\%）} = \frac{\text{当期剰余金（税引後）}}{\text{純資産平均残高}} \times 100$$

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期末	13.51	13.89	0.37
	期中平均	13.67	13.09	△ 0.57
貯証率	期末	6.00	6.68	0.68
	期中平均	5.58	6.20	0.62

$$\text{貯貸率（期末）（\%）} = \frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$$

$$\text{貯貸率（期中平均）（\%）} = \frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$$

$$\text{貯証率（期末）（\%）} = \frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$$

$$\text{貯証率（期中平均）（\%）} = \frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$$

【経営資料】 自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	11,985	12,117
うち、出資金及び資本準備金の額	2,688	2,685
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	9,364	9,485
うち、外部流出予定額(△)	39	39
うち、上記以外に該当するものの額	△ 29	△ 14
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9	3
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,994	12,120
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	114	114
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	114	114
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	114	114
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	11,879	12,005
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	86,909	84,364
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	86,909	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,077	3,020
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	93,987	87,385
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.63%	13.73%

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	891	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,971	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	5,107	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	300	30	1
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	199,434	39,886	1,595
	法人等向け	9,993	4,517	180
	中小企業等向け及び個人向け	3,271	1,808	72
	抵当権付住宅ローン	11,342	3,706	148
	不動産取得等事業向け	47	46	1
	三月以上延滞等	64	42	1
	取立未済手形	63	12	0
	信用保証協会等保証付	10,310	1,016	40
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	947	947	37
	（うち出資等のエクスポージャー）	947	947	37
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	19,305	34,894	1,395
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,448	26,120	1,044
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	153	384	15
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,703	8,389	335
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち非STC適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンデート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー	266,052	86,909	3,476
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	266,052	86,909	3,476
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナルリスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		7,077	283	
	所要自己資本額計	リスク・アセット等 （分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		93,987	3,759	

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- (注4) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- (注5) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- (注6) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- (注7) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\text{％）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポートの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	966	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,969	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	4,821	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	300	30	1
	地方三公社向け	636	127	5
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	191,260	38,302	1,532
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	10,123	3,924	156
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,218	1,760	70
	（うちトランザクター向け）	72	32	1
	不動産関連向け	12,466	4,536	181
	（うち自己居住用不動産等向け）	12,021	4,263	170
	（うち賃貸用不動産向け）	422	259	10
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	22	13	0
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	228	41	1
	自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	25	24	0
	取立未済手形	29	5	0
	信用保証協会等による保証付	10,377	—	40
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	945	945	37
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	17,748	33,641	—
	（うち重要な出資のエクスポート）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート）	10,448	26,120	1,044
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート）	147	367	14
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポート）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポート）	7,153	7,153	286
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（短期STC要件適用分）	—	—	—
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
	（うちSTC不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—
	（うちレックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンデート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポート	259,117	84,364	3,374
	CVAリスク相当額÷8%（簡易法）	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポート	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	259,117	84,364	3,374
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 （基礎的手法）		オペレーショナルリスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		3,020		120
所要自己資本額計		リスク・アセット等 （分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		87,385		3,495

(注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類のごとに記載しています。

(注2) 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注3) 「証券化（証券化エクスポート）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。

(注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者	
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）	

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポート（業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポート	信用リスクに関するエクスポートの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポート
法人	農業	289	289	—	—	258	258	—	—
	林業	10	10	—	—	8	8	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	719	216	503	—	714	211	503	44
	鉱業	—	—	—	—	0	0	—	—
	建設・不動産業	313	213	100	17	251	151	100	4
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,414	—	7,414	—	7,514	—	7,514	—
	運輸・通信業	1,804	—	1,804	—	2,004	—	2,004	—
	金融・保険業	199,434	2,502	—	—	191,260	2,502	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	36	36	—	—	87	87	—	—
	日本国政府・地方公共団体	10,078	4,707	5,371	—	11,426	5,057	6,369	—
	上記以外	73	73	—	—	16	16	—	—
	個人	26,009	26,009	—	46	25,877	25,877	—	204
その他		19,868	—	—	—	19,695	—	—	—
業種別残高計		266,052	34,057	15,193	64	259,117	34,171	16,492	253
残存期間別	1年以下	191,967	434	200		190,022	1,064	200	
	1年超3年以下	1,197	997	200		1,203	1,103	100	
	3年超5年以下	2,909	2,708	200		3,580	2,577	1,003	
	5年超7年以下	2,209	1,605	604		1,761	1,459	301	
	7年超10年以下	3,939	2,537	1,402		5,585	2,883	2,702	
	10年超	37,280	24,695	12,585		36,281	24,097	12,184	
	期間の定めのないもの	26,547	1,079	—		20,682	987	—	
残存期間別残高計		266,052	34,057	15,193		259,117	34,171	16,492	

- （注1）信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- （注2）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とも契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- （注3）「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポートをいいます。
- （注4）「延滞エクスポート」とは、次の事由が生じたエクスポートをいいます。
- （1）金融機能再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」に該当すること。
- （2）重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- （3）3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- （注5）当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	9	—	7	9	9	3	—	9	3
個別貸倒引当金	196	202	15	180	202	202	172	0	202	172

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	12	36	—	12	36	—	36	40	—	36	40	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	5	7	—	5	7	—	7	4	—	7	4	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食サービス業	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		178	158	15	162	158	—	158	127	0	158	127	0
業 種 別 計		196	202	15	180	202	—	202	172	0	202	175	0

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

信用リスクアセット残高内訳表

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度					
		CCF-信用リスク削減効果適用前		CCF-信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	966	—	966	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,969	—	5,969	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	4,821	—	4,821	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	300	—	300	—	30	10
地方三公社向け	20	636	—	636	—	127	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	191,260	—	191,260	—	38,302	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバードボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	10,109	140	9,994	14	3,924	39
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,084	1,340	2,239	134	1,760	74
（うちトランザクター向け）	45	—	729	—	72	32	45
不動産関連向け	20～150	12,466	—	12,384	—	4,536	37
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	12,021	—	11,950	—	4,263	36
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	422	—	412	—	259	63
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	22	—	21	—	13	60
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	54	17	54	1	41	74
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	24	—	24	—	24	100
取立未済手形	20	29	—	29	—	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	10,377	—	10,237	—	1,023	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	945	—	945	—	945	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	17,748	—	17,748	—	33,641	190
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	10,448	—	10,448	—	26,120	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	147	—	147	—	367	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,153	—	7,153	—	7,153	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC-不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	84,364	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和6年度 (単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%	50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,969		－	－		－		－		－	5,969		
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－	－		－		－		－	－		
国際決済銀行等向け	－		－	－		－		－		－	－		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計				
我が国の地方公共団体向け	4,821	－	－	－	－	－	－		4,821				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－		－				
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－		－				
我が国の政府関係機関向け	－	300	－	－	－	－	－		300				
地方三公社向け	－	－	636	－	－	－	－		636				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計				
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－		－				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	190,759	500	－	－	－	－	－	0	191,260				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	500%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,905	5,916	－	－	－	185	－	－	1	10,008			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%		150%		250%		400%		その他	合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－	－			
株式等	－		－		945		－		－	945			
	45%		75%			100%			その他	合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	72		2,210			10			79	2,373			
（うちトランザクター向け）	72		－			－			－	72			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	10,260	－	－	－	－	－	741	948	11,950
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	399	－	－	－	13	－	412	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計	
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－	－	
	60%				その他				合計				
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	21				－				21				
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向けうちADC向け	－			－			－			－			
	50%		100%			150%			その他	合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	40		3			11			0	56			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－		24			－			－	24			
	0%		10%		20%		100%		その他	合計			
現金	966		－		－		－		－	966			
取立未済手形	－		－		29		－		－	26			
信用保証協会等による保証付	1		10,230		0		0		5	10,237			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－	－			
共済約款貸付	－		－		－		－		－	－			

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

			令和5年度		
			格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	－	12,228	12,228
	リスク・ウェイト	2%	－	－	－
	リスク・ウェイト	4%	－	－	－
	リスク・ウェイト	10%	－	11,477	11,477
	リスク・ウェイト	20%	2,105	199,498	201,603
	リスク・ウェイト	35%	－	10,308	10,308
	リスク・ウェイト	50%	7,416	23	7,439
	リスク・ウェイト	75%	－	2,421	2,421
	リスク・ウェイト	100%	－	9,951	9,951
	リスク・ウェイト	150%	－	19	19
	リスク・ウェイト	250%	－	10,601	10,601
	その他		－	－	－
	リスク・ウェイト	1250%	－	－	－
合 計			9,521	256,530	266,052

- (注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- (注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。
- (注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- (注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	230,486	－	－	229,345
40%～70%	6,389	729	10	6,451
75%	2,934	460	10	2,952
80%	－	0	12	0
85%	52	103	10	61
90%～100%	211	140	10	224
105%～130%	－	－	－	－
150%	22	17	10	24
250%	945	－	－	945
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	4	46	10	8
合 計	241,046	1,498	10	240,015

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額（単位：百万円）

令和5年度		
区分	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	10	24
抵当権付住宅ローン	—	982
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
上記以外	—	—
合計	10	1,007

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額（単位：百万円）

令和6年度		
区分	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保健会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8	—
自己居住用不動産等向け	—	863
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央精算機関関連	—	—
上記以外	—	1
合計	10	865

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

(1)金融機能再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」に該当すること。

(2)重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(3)3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品（デリバティブ）取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額（CAV）が、相手方の信用力の低下により変動するリスクのこと。

マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは自己資本比率算出上、マーケットリスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスク要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。

一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とすることができる。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

当JAでは以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理方針

当組合では、オペレーショナル・リスク管理方針を策定し、オペレーショナル・リスクを「収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスク」と定義しています。

当該リスクにつきまちは、以下のとおり「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理マニュアル」などを策定して管理を行っております。

○事務リスク管理規定

当組合では事務リスクを「役職員が関係法令・定款・規定・要領等（以下「諸規定」という。）に定められたとおり事務処理を行うことを怠ること、あるいは自己・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク」と定義しており、以下のとおり各部署が責務を果たすことで事務リスクの削減及び再発防止に取り組んでおります。

(1) 支店長・事業所長

- ① 正確かつ効率的な事務の徹底に係る職員の指導
- ② 事務ミス発生後の事務対応及び再発防止策の策定

(2) 事業所管理部署

- ① 事業所で行う事務処理の助言・指導
- ② 事務ミス発生後の修復に必要な事務対応に係る指示
- ③ 再発防止策の検証・定着状況の確認

(3) 内部監査部署

- ① 支店・事業所等、事務所管理部署及びリスク管理部署に求められる役割が適切に実施されているかの確認
- ② 事務管理態勢の適切性・有効性の検証及び評価

○システムリスク管理マニュアル

当組合では、システムリスクを「コンピューターシステムの停止または誤作動などシステムの不備等、またはコンピューターの不正使用により、組合が経営上損失を被るリスク」と定義しておりシステムリスク管理マニュアルを策定のうえ対応を行っております。

リスク管理にあたっては、システムリスク管理担当部署を設置し、統一システム（信連、全農、全共連、地区電算が開発・運用するシステム）について各事業部門と連携して各部門毎にリスク管理態勢を構築することで、各部門責任者がトラブルの未然防止の視点、トラブル発生時の視点において適切な行動がとれるように具体的な取り組み方を示しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した即主損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等また株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理を行い、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理を行っています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	11,388	11,388	11,394	11,394
合計	11,388	11,388	11,394	11,394

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応度ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

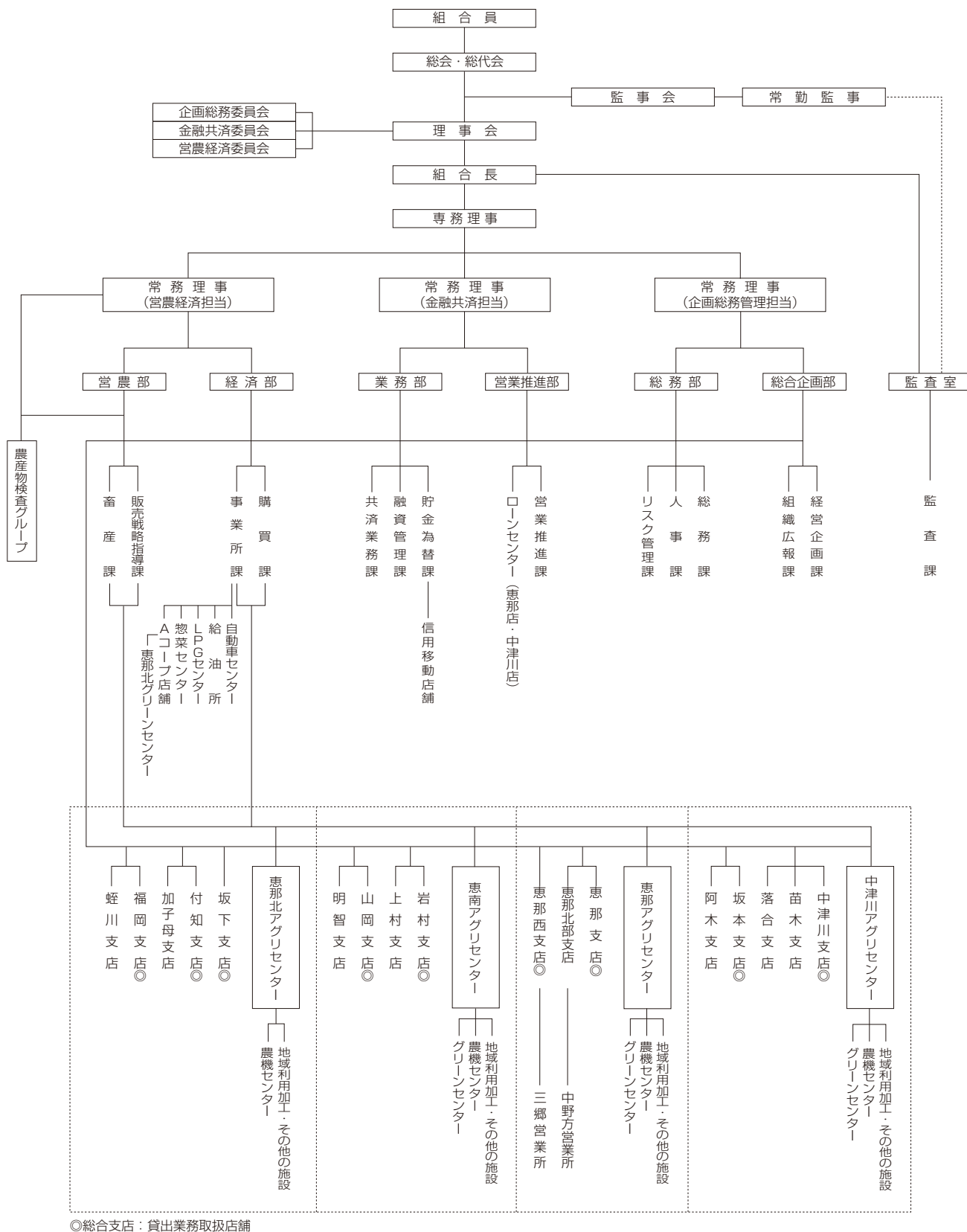
（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,103	739	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	61	280
3	ステイプ化	1,898	1,616		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	長期金利上昇	372	687		
7	最大値	1,898	1,616		
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	11,879		12,005	

組織機構図

65

JAの概要



沿革

平成10年	4月	JAひがしみの誕生
	10月	加子母支店移転新築オープン
平成11年	10月	訪問介護センター開設
平成13年	3月	えなグリーンセンターオープン
	5月	福岡支店移転新築オープン
	7月	岩村支店移転新築オープン
平成14年	3月	山岡水稲育苗施設竣工
	4月	中津川グリーンセンターオープン
平成15年	11月	苗木水稲育苗施設竣工
平成16年	8月	農業生産法人(有)サポートひがしみの設立
平成17年	2月	JASTEM(全国系統オンラインシステム)移行
	4月	恵那北グリーンセンターオープン
	10月	JA葬祭ひがしみの中央ホールオープン
	11月	坂下支店山口営業所オープン
平成18年	5月	恵南ライスセンター竣工
平成19年	2月	JA葬祭ひがしみの恵南ホールオープン
	3月	26支店10営業所で営業開始
	4月	恵南グリーンセンターオープン
	6月	坂下堆肥センター二次発酵施設増設
平成20年	2月	21支店13営業所で営業開始
	3月	恵那西支店オープン
	2月	恵那北部支店中野方営業所移転新築オープン
平成21年	4月	JA葬祭ひがしみの恵那北ホールオープン
	6月	JASS-PORT岩村オープン
平成22年	4月	ローンセンター(現ローンセンター恵那店)オープン
	4月	灯油配送センター開設
平成23年	4月	21支店7営業所で営業開始
	12月	JASS-PORT恵那オープン
平成24年	5月	山岡支店新築オープン
	5月	恵那西支店三郷営業所移転新築オープン
	10月	JASS-PORT福岡オープン
平成27年	8月	JA葬祭ひがしみのアグリホールえなオープン
平成29年	3月	中津川支店新築オープン
	4月	ローンセンター中津川店オープン
令和元年	5月	明智支店新築オープン
令和4年	5月	付知支店移転新築オープン
	5月	18支店4営業所で営業開始
	6月	中津川農機センター移転新築オープン
令和5年	5月	恵那支店新築オープン
	5月	17支店4営業所で営業開始
令和6年	4月	17支店2営業所で営業開始
令和7年	4月	恵南グリーンセンター移転オープン

地区一覧

中津川市、恵那市

組合員組織等

組 織 名	構成員数
農 事 改 良 組 合	561組織11,198戸
東 美 濃 担 い 手 協 議 会	27組織
東 美 濃 夏 秋 ト マ ト 生 産 協 議 会	113名
東 美 濃 夏 秋 な す 生 産 協 議 会	27名
東 美 濃 い ち ご 生 産 協 議 会	14名
東 美 濃 栗 振 興 協 議 会	169名
東 美 濃 肉 牛 生 産 組 合	31名
東 美 濃 和 牛 改 良 組 合	52名
東 美 濃 酪 農 協 議 会	11名
三 郷 米 麦 採 種 生 産 組 合	50名
J A ひ が し み の 女 性 部	890名
東 美 濃 農 協 青 壮 年 部	102名
J A ひ が し み の 年 金 友 の 会	17,094名

組合員数

(単位：組合員、戸)

資 格 区 分			令和5年度末	令和6年度末	増 減
正組合員	個 人		18,780	18,541	△ 239
	法 人		80	83	3
	小 計		18,860	18,624	△ 236
准組合員	個 人		13,753	13,871	118
	法 人		300	302	2
	小 計		14,053	14,173	120
合 計			32,913	32,797	△ 116
正 組 合 員 戸 数			14,374	14,258	△ 116
准 組 合 員 戸 数			11,647	11,789	142

役員一覧

【令和7年7月末現在】

役 職 名	氏 名	備 考
代 表 理 事 組 合 長	荻 野 修 三	
代 表 理 事 専 務	吉 村 利 己	(企画総務管理担当常務兼任)
常 務 理 事	渡 邊 裕 之	(営 農 経 済 担 当)
〃	水 野 富 夫	(金 融 共 済 担 当)
理 事	塚 田 芳 己	
〃	安 藤 菊 男	
〃	粥 川 茂 和	
〃	中 島 等	
〃	土 屋 厚 子	
〃	後 藤 展 子	
〃	鈴 木 雅 博	
〃	梅 本 信 枝	
〃	千 藤 重 明	
〃	青 木 清 次	
〃	森 本 茂 樹	
〃	西 尾 和 洋	
〃	丸 山 宗 亮	
〃	三 尾 智 恵 子	
〃	平 井 昭 子	
〃	三 宅 智 子	
〃	水 野 ま り 子	
〃	本 多 弘 尚	
〃	加 藤 展 弥	
〃	堀 直 明	
〃	横 山 眞 直	
〃	田 口 勝 徳	
代 表 監 事	小 木 曾 信 夫	
監 事	山 内 弘 明	常 勤 監 事
〃	勝 宏 児	員 外 監 事
〃	日 下 部 信 康	
〃	山 本 通 朗	
〃	西 尾 学	

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

店舗等のご案内

【 ☎ 市外局番 (0573) 】

【令和7年7月末現在】

本店	中津川市茄子川1646-19	78-0123	■給油所		
■支店・営業所 (中津川地域)			⑱坂本給油所	中津川市千旦林1241-1	78-0003
中津川支店	中津川市新町5-13	65-3144	⑲恵那給油所(JASS-PORT恵那)	恵那市長島町永田575-1	26-0701
苗木支店	中津川市苗木1711-6	65-4391	⑳岩村給油所(JASS-PORT岩村)	恵那市岩村町飯羽間2586-1	43-3630
落合支店	中津川市落合873	69-3203	㉑加子母北給油所	中津川市加子母1445-1	79-2449
坂本支店	中津川市千旦林1450-2	68-2155	㉒福岡給油所(JASS-PORT福岡)	中津川市福岡1189-1	72-2873
阿木支店	中津川市阿木190	63-2321	㉓灯油配送センター	中津川市千旦林1241-1	78-0738
(恵那地域)			■事業所		
恵那北部支店	恵那市笠置町姫栗1344-4	27-3344	㉔坂下経済センター	中津川市坂下3098-1	75-4610
中野方営業所	恵那市中野方町1796-14	23-2211	㉕加子母経済センター	中津川市加子母1445-6	79-2441
恵那西支店	恵那市武並町竹折1087-1	28-2026	㉖福岡経済センター	中津川市福岡927-11	72-2124
三郷営業所	恵那市三郷町佐々良木1463-1	28-1002	㉗恵那北経済センター	中津川市下野88-4	72-2308
恵那支店	恵那市長島町中野一丁目10-1	25-5291	㉘自動車センター	中津川市下野89-1	72-3080
(恵南地域)			㉙LPGセンター	中津川市茄子川1646-19	68-7744
岩村支店	恵那市岩村町770-16	43-2135	㉚中津川農機センター	中津川市手賀野341	62-0220
山岡支店	恵那市山岡町上手向582-1	56-2121	㉛恵那農機センター	恵那市長島町永田579	26-4135
明智支店	恵那市明智町875	54-2171	㉜恵南農機センター	恵那市山岡町上手向2627	56-2622
上村支店	恵那市上矢作町1880-4	47-2311	㉝恵那北農機センター	中津川市下野89-2	72-2039
(恵那北地域)			■利用施設等		
蛭川支店	中津川市蛭川2318-9	45-2311	㉞中津川カントリーエレベーター	中津川市苗木2309-1-1	65-6644
坂下支店	中津川市坂下734-7	75-4111	㉟恵那カントリーエレベーター	恵那市三郷町野井1736	28-1919
加子母支店	中津川市加子母3741-3	79-2241	㊱恵那北カントリーエレベーター	中津川市下野87-2	72-3788
付知支店	中津川市付知町10219-8	82-2121	㊲坂本ライスセンター	中津川市千旦林1603	68-5394
福岡支店	中津川市福岡927-5	72-2121	㊳阿木ライスセンター	中津川市阿木308-2	63-2759
■ローンセンター			㊴恵南ライスセンター	恵那市山岡町田沢1970-1	56-2188
①ローンセンター中津川店	中津川市新町5-13	65-3145	㊵岩村ライスセンター	恵那市岩村町2871-18	43-3953
②ローンセンター恵那店	恵那市長島町中野一丁目10-1	26-2999	㊶蛭川ライスセンター	中津川市蛭川2830-6	45-3001
■アグリセンター			㊷坂下ライスセンター	中津川市坂下4017-32	75-4604
③中津川アグリセンター	中津川市手賀野340-1	62-4141	㊸苗木育苗センター	中津川市苗木2309-1-1	65-6644
④恵那アグリセンター	恵那市長島町永田579	26-2982	㊹阿木育苗センター	中津川市阿木308-2	63-2759
⑤恵南アグリセンター	恵那市山岡町上手向2627	56-2171	㊺野井育苗センター	恵那市三郷町野井1736	28-1919
⑥恵那北アグリセンター	中津川市下野285	72-4113	㊻笠周育苗センター	恵那市笠置町河合949	27-3270
■グリーンセンター			㊼山岡育苗センター	恵那市山岡町田沢2357	56-3509
⑦中津川グリーンセンター	中津川市手賀野340-1	62-4147	㊽上村育苗センター	恵那市上矢作町2665-5	47-2584
⑧えなグリーンセンター	恵那市長島町永田579	20-2636	㊾付知育苗センター	中津川市付知町10219-8	82-2553
⑨恵南グリーンセンター	恵那市山岡町上手向2627	56-3430	㊿福岡育苗センター	中津川市福岡1660-20	72-2607
⑩恵那北グリーンセンター	中津川市福岡927-11	72-2233	㉀種子センター	恵那市三郷町佐々良木194-161	28-1110
■連絡所			㉁中津川トマト選果場	中津川市茄子川1646-19	68-6788
⑪神坂連絡所	中津川市神坂144-1	69-4004	㉂恵那栗選果場	恵那市東野1342-1	25-3672
⑫飯地連絡所	恵那市飯地町153-5	22-3131	㉃加子母野菜集出荷場	中津川市加子母1225	79-2349
⑬串原連絡所	恵那市串原3171	52-2121	㉄福岡農産物集出荷場	中津川市下野90-2	72-3777
⑭山口連絡所	中津川市山口1608-3	70-1051	㉅茶葉荷受所	恵那市笠置町河合980	27-3876
■Aコープ店			㉆坂下堆肥センター	中津川市坂下2755-1	75-4767
⑮Aコープ阿木店	中津川市阿木190	63-2323	㉇加子母堆肥センター	中津川市加子母355-1	79-3354
⑯Aコープ福岡店(ラビア)	中津川市福岡927-11	72-2551	㉈福岡堆肥センター	中津川市田瀬587-146	72-4156
⑰惣菜センター	中津川市苗木1711-6	65-5454	㉉哺育センター	中津川市加子母3888-173	79-2176
			■JA葬祭(JA-全農共同事業)	☎フリーダイヤル 0120-098382	
			㉊JA葬祭ひがしみの中央ホール	中津川市茄子川2040	78-3263
			㉋JA葬祭ひがしみのアグリホールえな	恵那市長島町永田577-1-1	22-9876
			㉌JA葬祭ひがしみの恵南ホール	恵那市山岡町上手向2627	56-2861
			㉍JA葬祭ひがしみの恵那北ホール	中津川市下野285	72-3821

(注)ATM設置一覧は27ページに掲載しています。



東美濃農業協同組合

〒509-9132 岐阜県中津川市茄子川1646-19
TEL 0573-78-0123 FAX 0573-68-7724
URL <https://www.ja-higashimino.or.jp/>